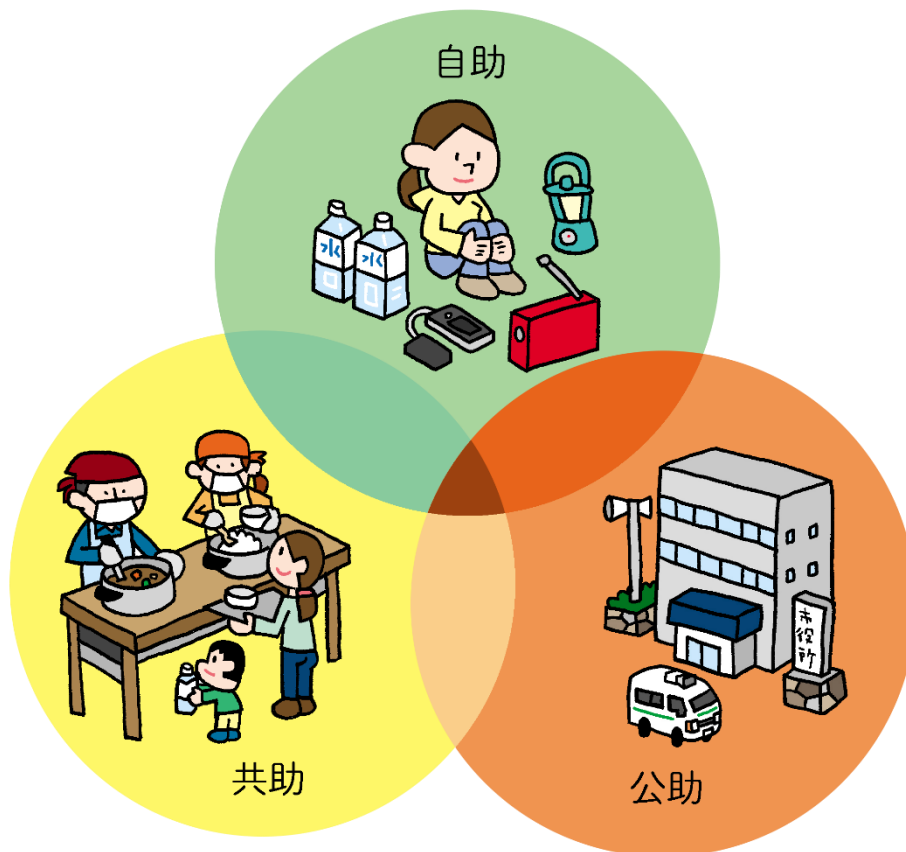


第1編 共通編

共通編は、本計画の総則、基本方針及び災害予防計画である。



第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

1 計画の目的

豊見城市域防災計画（以下「市防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する地域防災計画であり、市民等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、本市及び防災に関わる機関、市民、事業所等が一連の防災活動を適切に実施し、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災の万全を期するものである。

市防災計画は、市の防災対策に関して、おおむね次の事項を定める。

- ① 本市の防災対策に係る公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱並びに市民等の責務
- ② 防災施設の整備、防災のための調査研究、災害用食料、物資及び資材の備蓄、防災教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- ③ 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、救援、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- ④ 災害復旧・復興に関する計画
- ⑤ その他の必要な事項

法律の条文

災害対策基本法（第42条第1項～第4項抜粋）

第42条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）並びに災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5～7 （略）



2 計画の構成

市防災計画の全体構成は、次のとおりとする。

第1編 共通編

市防災計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項及び各種災害に関する予防計画

第2編 地震・津波編

地震・津波に対する応急対策計画、災害復旧・復興計画及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく防止対策推進計画

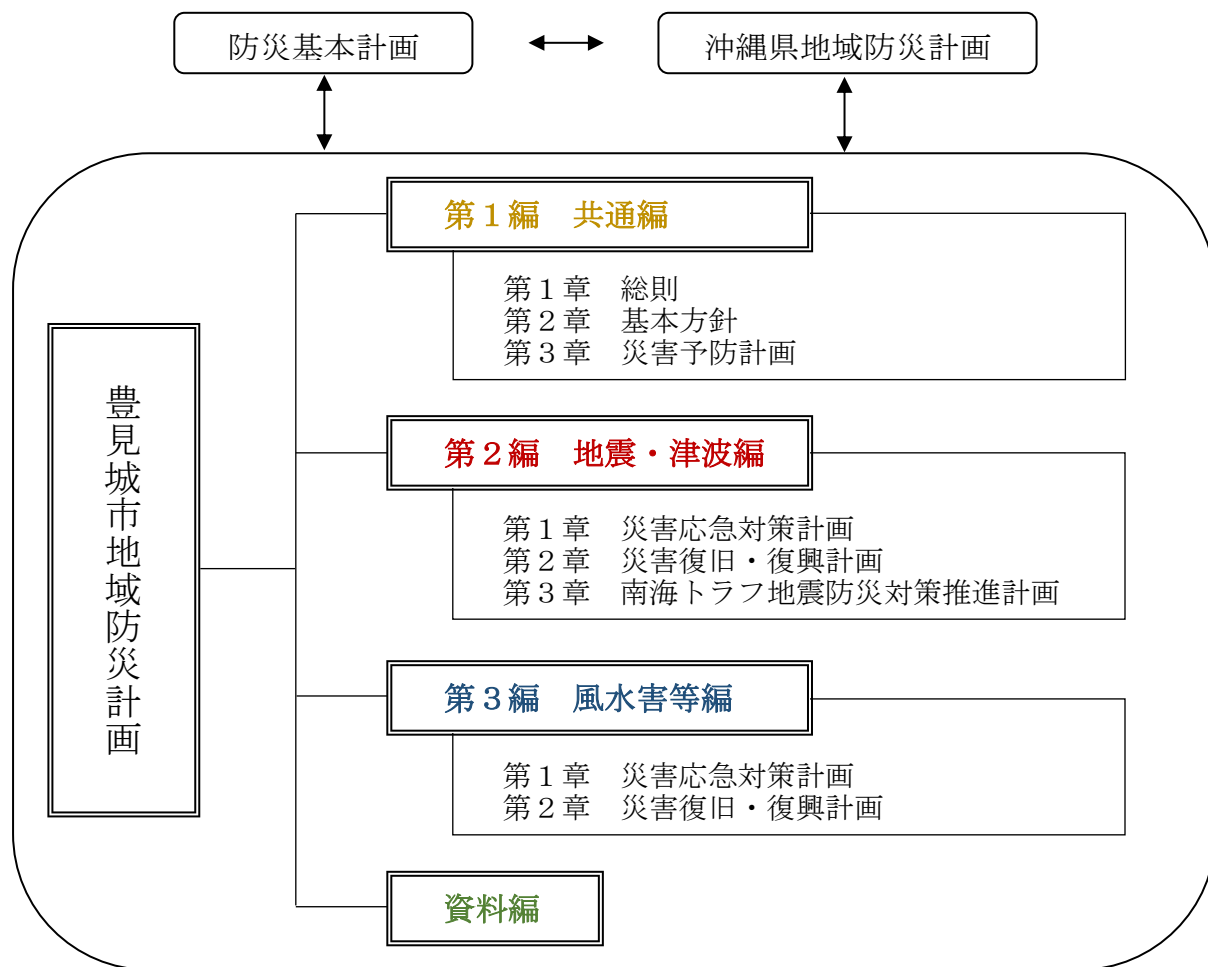
第3編 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む。）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空災害及び海上災害に関する応急対策計画及び復旧・復興計画

資料編

各編に係る資料・様式

《全体構成図》



第2節 用語

あ行

液状化	地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象のこと。これにより、建物の沈下や傾斜、マンホールの浮上などが発生し、ライフラインに被害が生じる可能性がある。
エリアメール 緊急速報メール	災害時において、緊急性の高い情報を各携帯電話会社のメールサービスを活用し、情報を配信するシステム（「エリアメール」は(株)NTTドコモのサービスの名称で、「緊急速報メール」はKDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)のサービスの名称)のこと。
応急危険度判定	地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定して、その結果を表示する制度のこと。この判定結果は、被災した建物の使用可否を判断する際の重要な目安となる。

か行

帰宅困難者	大規模災害が発生した際に、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難となった者のこと。
救護	被災者や傷病者を保護し、安全な場所において、看護・治療（心肺蘇生、止血等の応急手当を含む。）等を行うこと。
救出	生死に関わらず、被災者を災害現場から救い出すこと。
救助	生命の危険にさらされている被災者を、その危険な状態から助け出すこと。
業務継続計画(BCP)	被災時に企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のこと。BCPは、Business Continuity Planの略。自治体においては、業務継続計画という。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象台から発表される情報のこと。沖縄本島地方の雨量の発表基準は、1時間に110mmである。
緊急安全確保	災害が発生し、又は切迫している状況で、直ちに身の安全を確保するための行動を呼びかけるための避難情報のこと。市長等が発する警戒レベル5に相当する情報
緊急地震速報	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のこと。ただし、震源が近いと間に合わない場合もある。
緊急消防援助隊	大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう創設された、全国の消防機関相互による援助体制のこと。



緊急通行車両	大規模災害等の発生時においても規制区間を通行することができる車両のこと。大規模災害等が発生した場合においては、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止されるが、災害応急対策等に従事する車両等は所定の手続きをすることにより、規制区間を通行することができる。
警戒レベル	「居住者等が災害時にとるべき避難行動」が直感的に分かるよう、避難情報等を災害の切迫度に応じてレベル1（いち）～レベル5（ご）の5段階で整理したもののこと。各警戒レベルの詳細については、次編第1章第8節第1款「避難の原則」を参照
検案	監察医（医師）が死亡原因を調べること。
減災	災害による被害をできるだけ小さくする取組のこと。建物の耐震化、避難訓練の実施、防災備蓄などの事前対策を講じることで、人的被害の減少や早期復旧・復興につなげるという考え方でもある。
検視	検察官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。
広域避難場所	地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所のこと。また、状況に応じて応急救護所や災害ボランティアなどの活動拠点を設置する。
高齢者等避難	避難指示よりも前の段階で発表するもので、避難に時間を要する高齢者や障がい者などに避難の開始を、その他の人々に避難の準備を求めるための避難情報のこと。市長等が発する警戒レベル3に相当する情報
個別避難計画	避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画のこと。

さ行

災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生ずる被害のこと。
災害派遣医療チーム（DMAT）	大規模災害や事故の現場において、急性期（発災から48時間以内）に救命措置等に対応できる機動性を備えた、専門的な訓練を受けた医療チーム（医師、看護師、業務調整員で構成）のこと。DMATは、Disaster Medical Assistance Teamの略
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	被災地・被災者支援精神科医療と精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームのこと。DPATは、Disaster Psychiatric Assistance Teamの略
災害用伝言ダイヤル（171）	被災地にいる安否を知らせたい人が自身の状況を音声で録音し、被災者を気遣う家族や知人がその録音を聞いて安否の確認をすることができるサービスのこと。171にダイヤルする。
サプライチェーン	原材料や部品の調達から、製造、在庫管理、販売、配送までの製品の全体的な流れのこと。



自主避難所	台風や大雨・洪水等から安全を確保する必要がある場合において、自主避難を希望する者のために一時的に開設する避難所のこと。市役所の庁舎や公民館等の公共施設、指定避難所等から指定する。
自主防災組織	地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報収集・伝達等の地域の防災活動を担う住民組織のこと。
指定緊急避難場所	津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけられている場所のこと。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定する機関のこと。防災業務計画を作成し、必要な対策を行うことが義務づけられている。
指定地方行政機関	災害対策基本法第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関（内閣府、国家公安委員会、警察庁等）の地方支分部局や、同条第4号の規定により内閣府総理大臣が指定する機関（沖縄総合事務局、沖縄気象台等）のこと。
指定地方公共機関	地方独立行政法人及び港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、都道府県知事が指定する機関のこと。防災業務計画を作成し、必要な対策を行うことが義務づけられている。
指定避難所	地震や津波等により、住家を失った被災者や帰宅困難者を収容し、中長期の避難生活の場を提供することを目的とした施設のこと。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	緊急地震速報、津波警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、防災無線放送等を自動起動することにより、住民等に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

た行

ダウンバースト	積雲や積乱雲から生じる強い下降流が地面に衝突し、周囲に吹き出す突風のこと。地上では、発散性の突風と共に強雨やひょうを伴うことがある。被害域は、円又は楕円となることが多い。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報のこと。発表から約1時間を有効時間とし、必要に応じて随時発表する。
通電火災	停電復旧後に発生する火災のこと。停電復旧に伴い、地震により転倒した電化製品（電気ストーブ等）や破損した配線に再び電気が流れることで、散乱した衣類等へ引火し火災が発生する。阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の半数以上が、電気による火災と言われる。住家から避難する際は、ブレーカーを落とすことが重要である。
津波避難困難地域	津波到着時間までに、津波浸水区域から安全な場所に避難することが困難な地域のこと。



津波避難ビル	差し迫る津波から緊急に避難する必要がある場合に避難する施設のこと。津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地域にある民間施設等を指定している。
道路啓開	緊急車両等が通行できるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合において、気象台が最大級の警戒を呼びかけるために発表する警報のこと。
土砂災害	崖崩れ、土石流、地すべりの総称。降雨、地震、火山噴火等による土砂の移動が原因となる災害のこと。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合に、沖縄気象台と県が共同で発表する情報のこと。市町村長が発する避難情報や住民等の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける。警戒レベル4に相当する情報
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。特定の開発行為は許可制とし、建築物の構造規制等が行われる。
トリアージ	多数の傷病者が一度に発生する特殊な状況下において、現存する限られた医療資源の中で、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

な行

内水氾濫	河川の水位上昇や流域内の多量の降雨などによって住宅地などの排水が困難となり浸水すること。
軟弱地盤	泥や多量の水を含んだ常に柔らかい粘土又は未固結の柔らかい砂からなる地盤の総称



は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を示した地図のこと。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲、被害程度、避難経路、避難場所などの情報が図示されている。あくまで予測に過ぎないため、実際の災害に応じて柔軟に避難することが重要である。
氾濫	河川の水がいっぱいになって溢れ出ること。外水氾濫ともいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合などに発令され、避難のための立ち退きを指示するための避難情報のこと。市長等が発する警戒レベル4に相当する情報
福祉避難所	指定避難所で生活することが困難となる高齢者や障がい者等が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、状態に応じて安心した生活ができる体制を整備した施設のこと。

ま行

マグニチュード	地震の規模を表す数値のこと。数字が大きいくほど地震の規模も大きくなる。マグニチュードが1大きくなるとエネルギーは約32倍（M6.0を1とすると、M7.0はその約32倍、M8.0は約1024倍、M9.0は約33000倍）となる。 ※阪神・淡路大震災はM7.3、東日本大震災はM9.0
---------	---

や行

要配慮者	高齢者、障がい者、医療的ケア児、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者のこと。
------	--

ら行

ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、通信等、生活に不可欠な物資や情報等のインフラ設備の総称
リスクコミュニケーション	地域防災力向上を目的に行政や住民等、互いに危機について意見や情報を交換し、共有し合うこと。



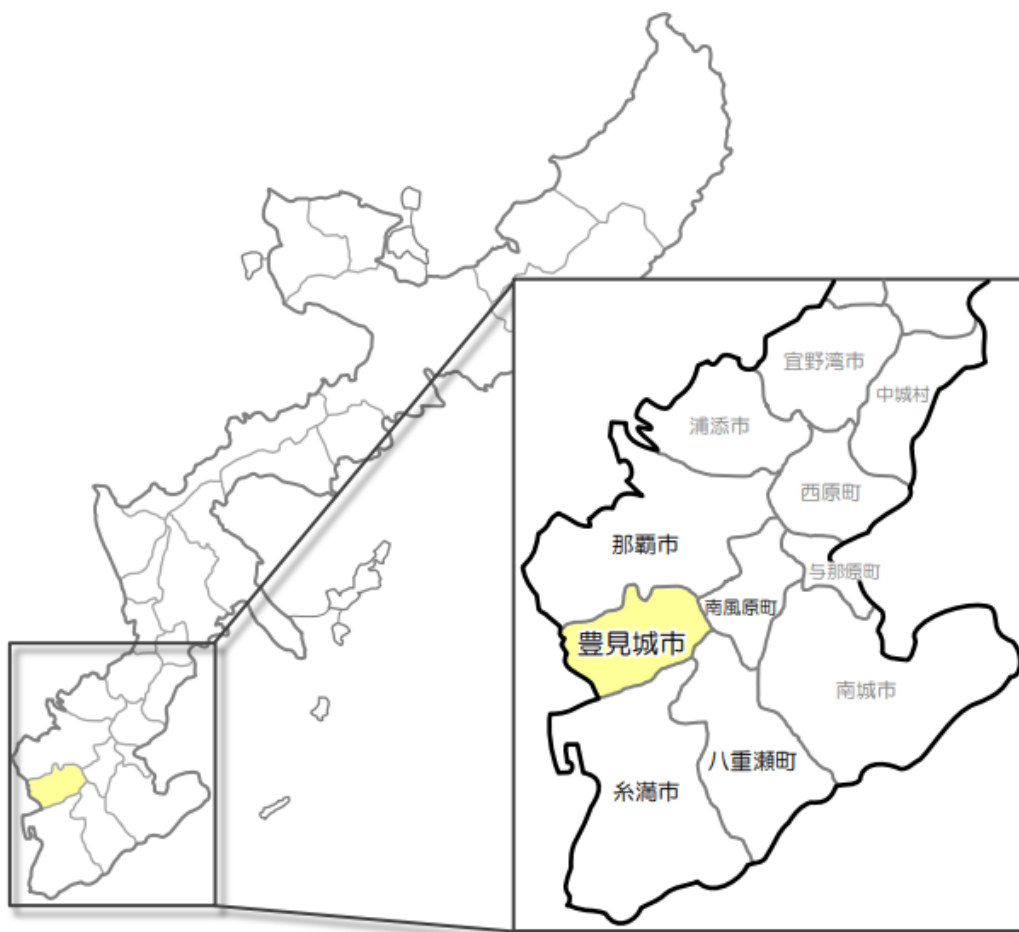
第3節 豊見城市の概況

1 自然的条件

□ 位置

本市は、沖縄本島の南西部に位置し、西は東シナ海に面し、北は那覇市、東は南風原町と八重瀬町、南は糸満市に接している。

総面積は19.33km²で、県面積の0.85%を占めている。その内訳は、市街化区域が8.16km²、市街化調整区域が11.91km²となっている。



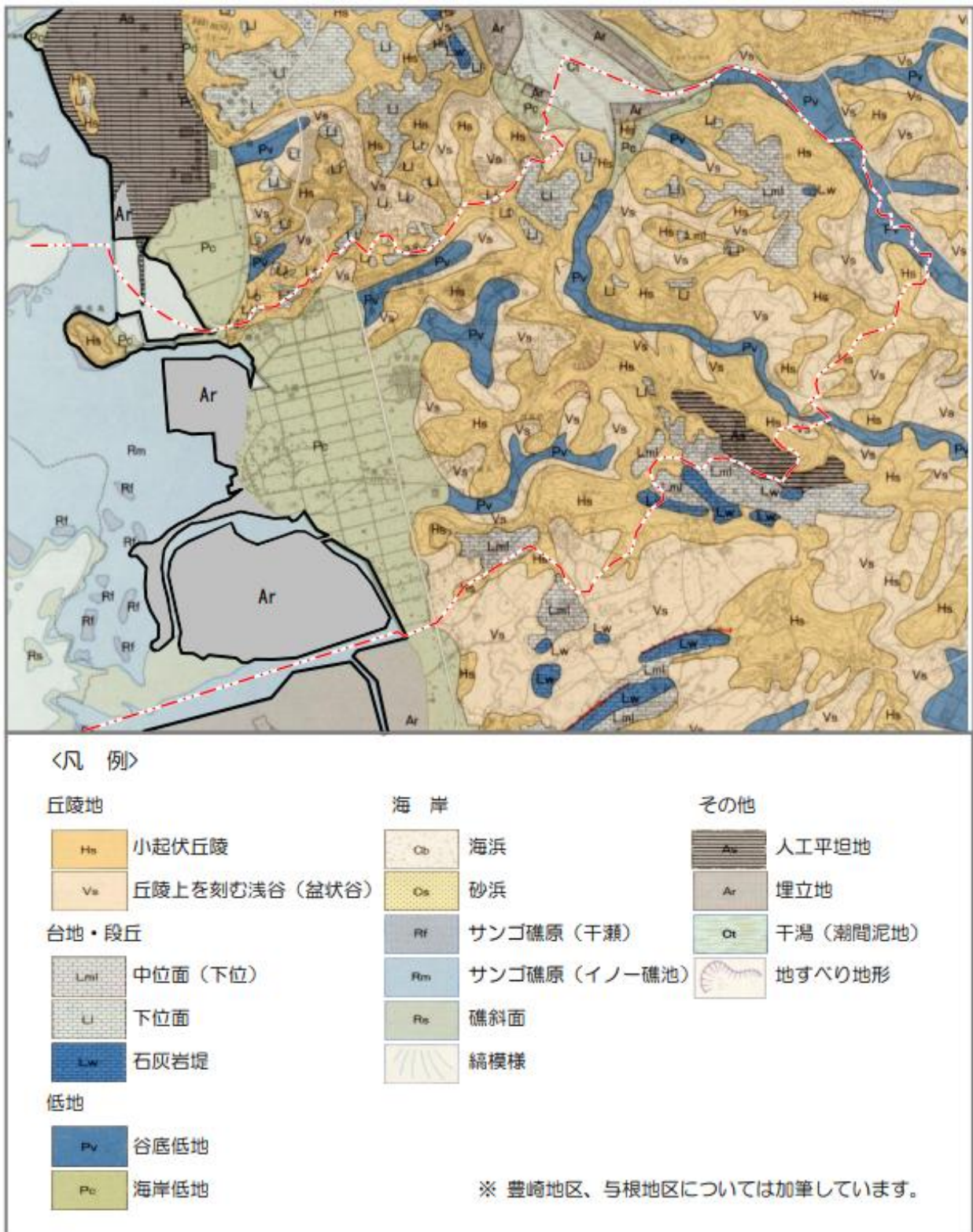
□ 地勢、地質

地勢は、与根海岸一帯の低地域、豊見城丘陵域、嘉数丘陵域及び高嶺丘陵域の4地域に区分される。与根地域は、東シナ海に面した沖積低地で土地改良事業によって区画された圃場が広がり、海岸部では市地先開発事業により豊崎地区が造成された。豊見城丘陵域は、豊見城の背後部の丘陵を中心とした地域で、嘉数丘陵は、嘉数台地を中心とした饒波川、長堂川、国場川の河川に囲まれた地域である。高嶺丘陵は、高嶺から保栄茂に至って多くの丘陵があり、平良グスク跡は標高108.6mで市最高地をなし、一帯は森林・原野が広がっている。

地質は、主に島尻層群泥岩で、我那覇、名嘉地、田頭、瀬長、与根、翁長に沖積層があり、平良、高嶺の東部にわずかに琉球層群琉球石灰岩がある。



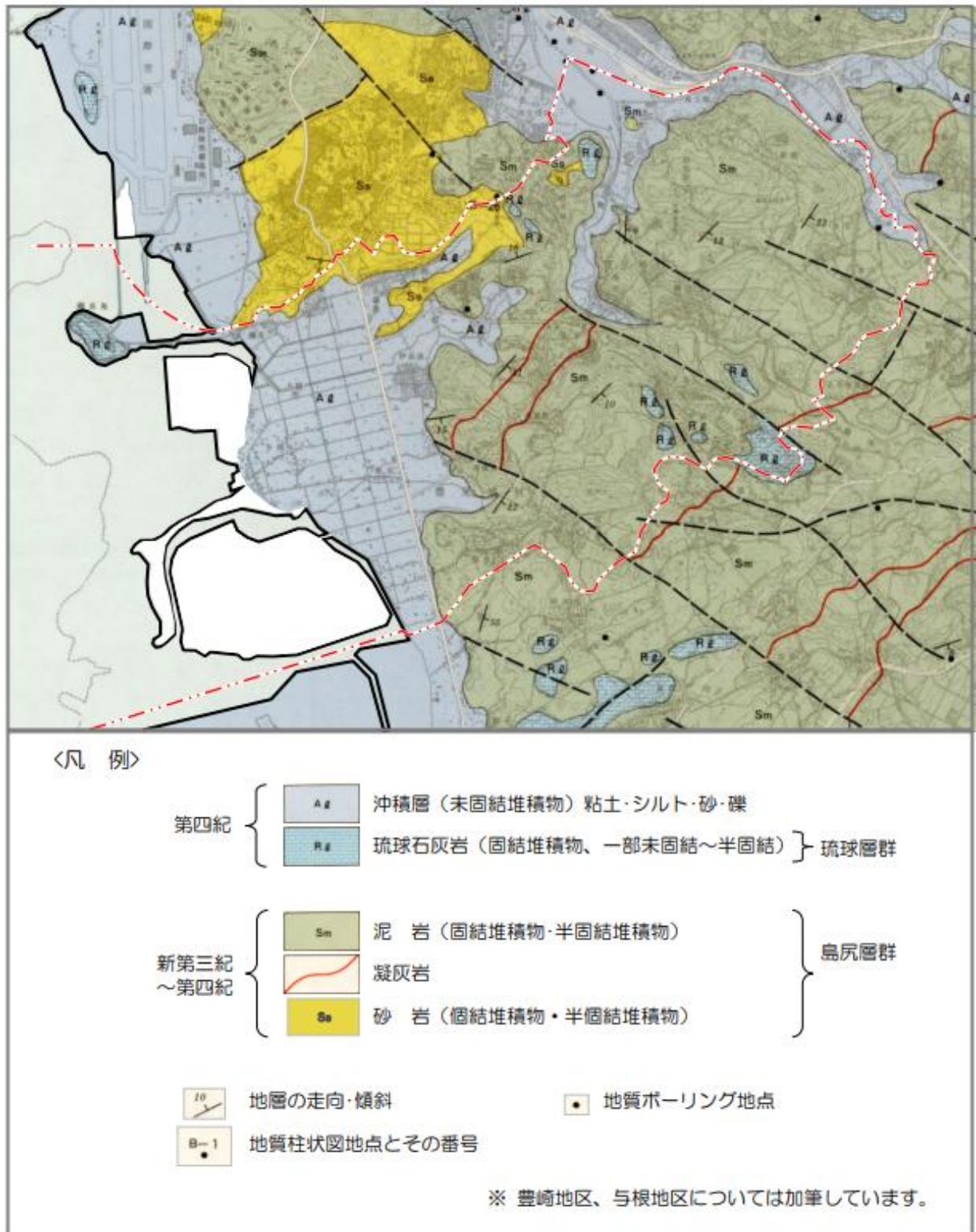
豊見城市の地形分類図



資料：「土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査）地形分類図」昭和56年調査国土庁



豊見城市の表層地質図



資料：「土地分類基本調査図(都道府県土地分類基本調査)表層地質図」昭和56年調査国土庁



□ 気候・気象

気候は、高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は23℃前後、年降水量は2000mm程度である。夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧のなかで南から南東の風が卓越して、蒸し暑い晴天の日が多く熱帯夜が続く。冬は大陸高気圧の張出しで北から北東風が卓越し、雨天が多い。

自然災害をもたらす主な要因は、台風、大雨及び干ばつである。沖縄地方は、最盛期の台風の通り道に当たっており、平均的に毎年7個強の台風が来襲し、暴風雨、高波などを伴って各所に大きな被害を与えている。

また、梅雨期を中心に、大雨による浸水、がけ崩れなどの災害や冬期の低気圧や季節風による海難がある。近年では、河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し、浸水被害も見られる。

豊見城市の気象（1991年から2020年までの平均値）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
区分	最高	19.8	20.2	21.9	24.3	27.0	29.8	31.9	31.8	30.6	28.1	25.0	21.5	26.0
	最低	14.9	15.1	16.7	19.1	22.1	25.2	27.0	26.8	25.8	23.5	20.4	16.8	21.1
	平均	17.3	17.5	19.1	21.5	24.2	27.2	29.1	29.0	27.9	25.5	22.5	19.0	23.3
降水量(mm)		101.6	114.5	142.8	161.0	245.3	284.4	188.1	240.0	275.2	179.2	119.1	110.0	2161.0
湿度(%)		66	69	71	75	78	83	78	78	75	72	69	67	73
日照時間(h)		93.1	93.1	115.3	120.9	138.2	159.5	227.0	206.3	181.3	163.3	121.7	107.4	1727.1

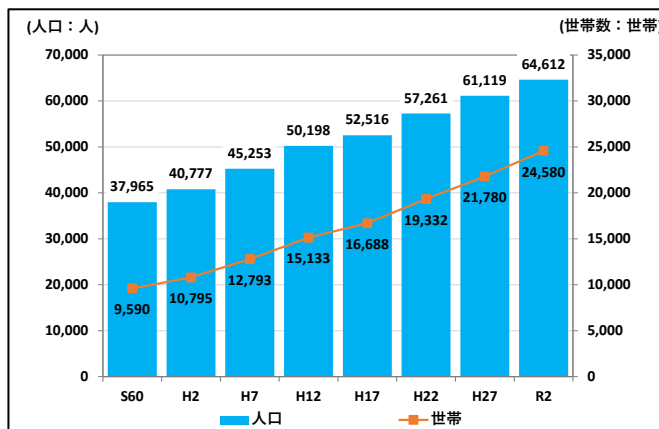
資料：気象庁HP 観測地点：那覇

2 社会的条件

□ 人口

本土復帰以降、本市では那覇市のベッドタウンとして大型団地の建設や宅地開発が急速に進んだことにより人口が急激に増加し、その後も埋立てによる豊崎地区の開発などが要因となって増加を続け、令和2年現在では豊見城団地が建設された昭和40年代後半に比べて約2.5倍の人口となっている。

近年では、人口増加率は減少しているものの、国勢調査による人口は平成27年の61,119人に対し令和2年は64,612人と増加しており、市区別の年少人口比率は全国一となっている。



豊見城市と沖縄県の人口

項目	地域	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	豊見城市	52,516	57,261	61,119	64,612
	沖縄県	1,361,594	1,392,818	1,433,566	1,467,480
男性（人）	豊見城市	25,566	27,860	29,761	31,465
	沖縄県	668,502	683,328	704,619	722,812
女性（人）	豊見城市	26,950	29,401	31,358	33,147
	沖縄県	693,092	709,490	728,947	744,668
15歳未満（人）	豊見城市	10,679	11,475	12,206	12,526
	沖縄県	254,203	246,313	247,206	243,246
65歳以上（人）	豊見城市	6,704	8,241	10,189	12,729
	沖縄県	218,897	240,507	278,337	324,708
年少人口比率	豊見城市	20.3%	20.0%	20.0%	19.7%
	沖縄県	18.7%	17.7%	17.2%	16.5%
高齢化率	豊見城市	12.8%	14.4%	16.7%	19.7%
	沖縄県	16.1%	17.3%	19.4%	22.1%

資料：国勢調査

□ 住居状況

令和2年における本市の住居状況別の世帯数と構成比は、次のとおりである。

一戸建（40.1%）と共同住宅3～5階建（37.6%）が特に多く、次に共同住宅6～10階建（13.7%）、共同住宅1・2階建（5.0%）と続いている。

項目	一戸建	長屋建	共同住宅 1・2階建	共同住宅 3～5階建	共同住宅 6～10階建	共同住宅 11階建以上	その他	住宅に住む 一般世帯数
世帯数 (世帯)	9,776	95	1,191	9,172	3,340	695	51	24,382
構成比 (%)	40.1	0.4	5.0	37.6	13.7	3.0	0.2	100.0

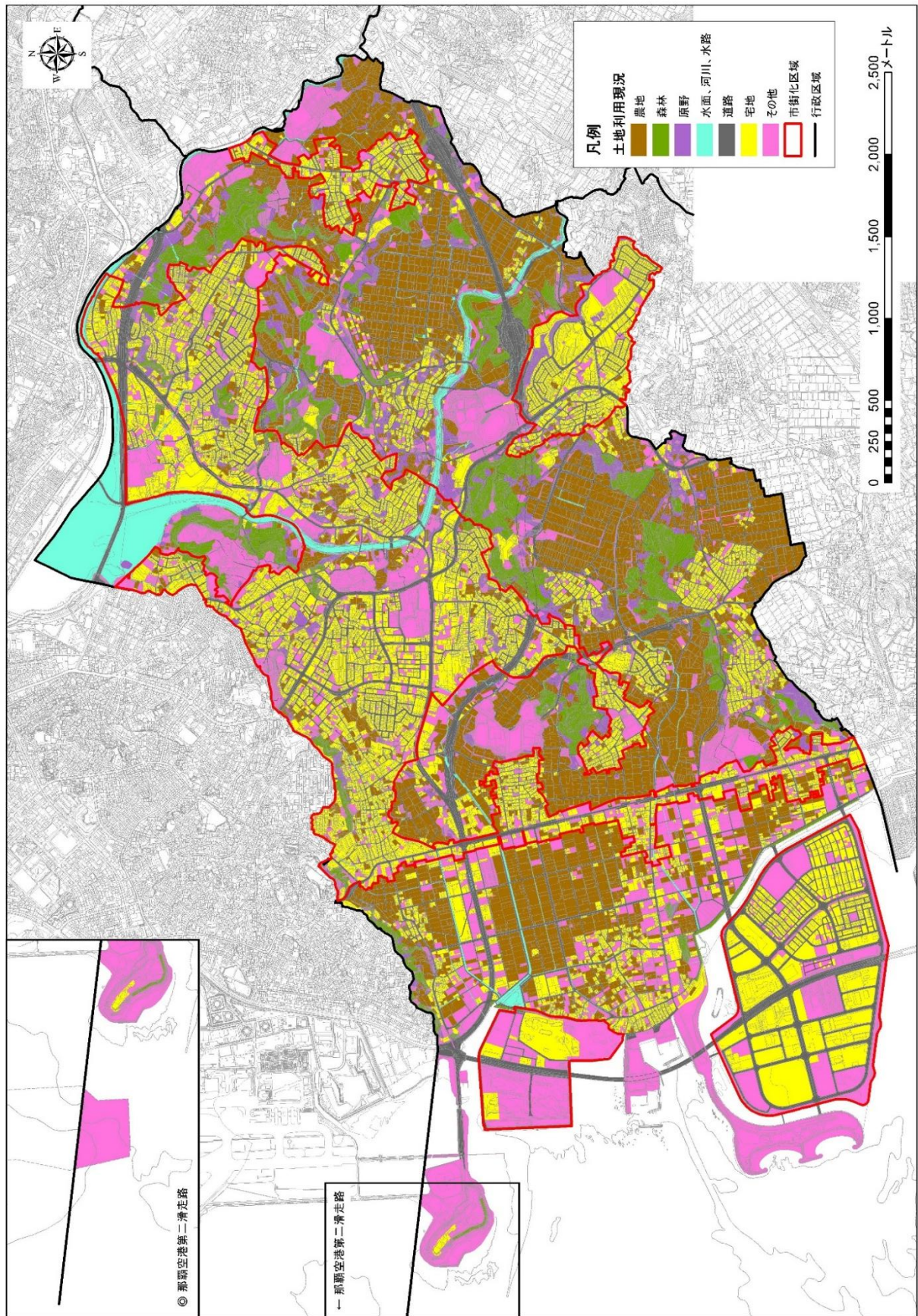
□ 土地利用

本市の土地利用は、令和2年時点で全体のおよそ32%を農地と森林・原野が占めており、その推移をみると、農地はこの10年間減少傾向にあり、森林・原野はほぼ横ばいで推移している。

また、定住人口や観光客の増加等を背景に、住宅地、リゾート関連施設を含む店舗・事業所等の建設が進み、関連して都市基盤・生活基盤整備がなされたことで、宅地や道路などの都市的土地利用は増加している。

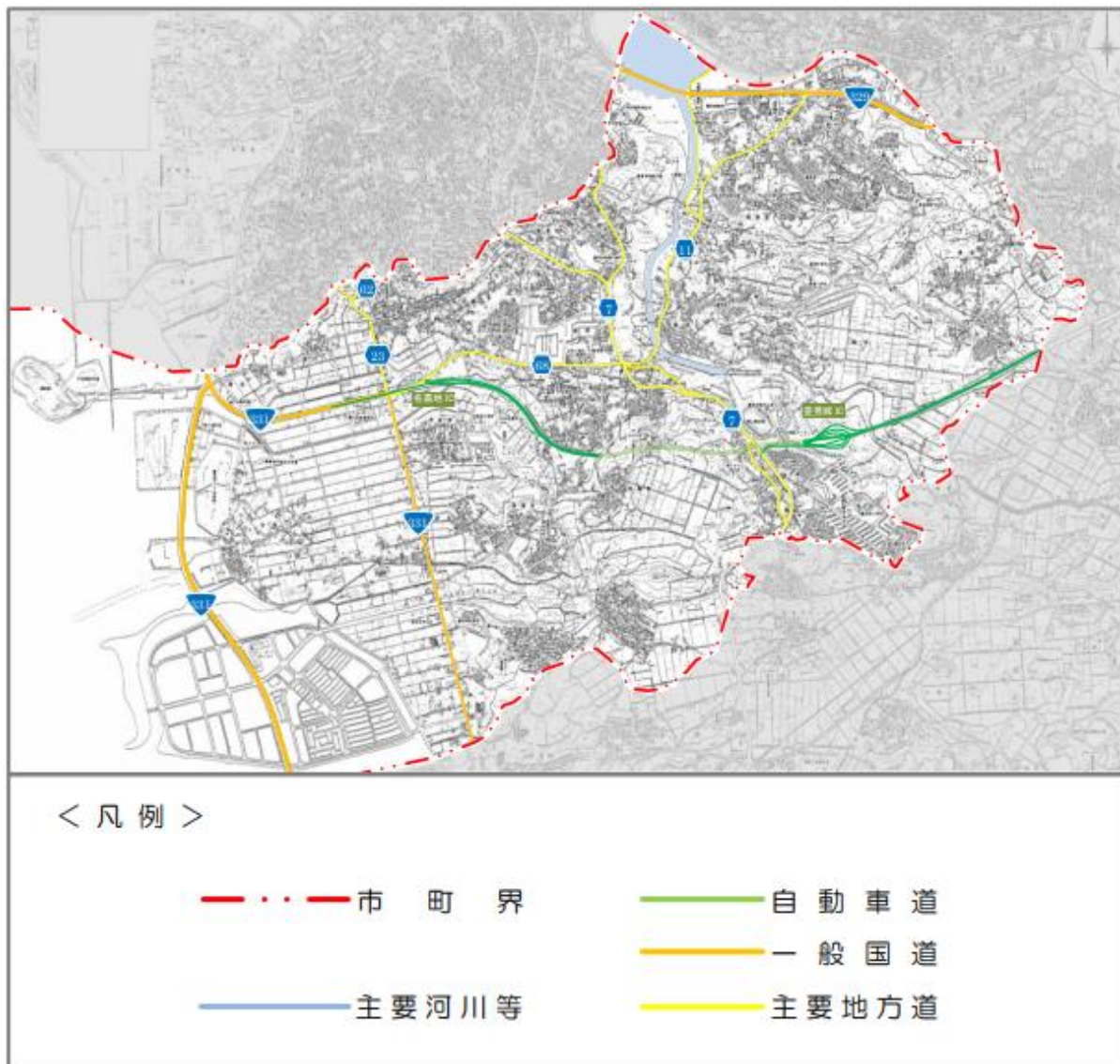


土地利用現況図



□ 道路・交通

本市の主要な幹線道路には、国道3路線（一般国道329号、331号及び506号）及び県道6路線（奥武山米須線、11号線、62号線、那覇空港線、東風平豊見城線及び豊見城糸満線）があり、そのうち国道3路線並びに奥武山米須線、11号線及び豊見城糸満線（上田から名嘉地までの区間）は緊急輸送道路に指定されている。近年では、高規格道路（自動車専用道路）である那覇空港自動車道（一般国道506号豊見城東道路）や、一般国道331号豊見城道路が開通したことにより、広域交通の利便性が飛躍的に向上してきている。



□ 産業、就業構造

本市の令和2年の産業別就業人口をみると、第一次産業が3.0%、第二次産業が12.8%、第三次産業が84.2%と、県平均とほぼ同様に、第三次産業の割合が高くなっている。第一次産業及び第二次産業の就業者数及びその割合が近年減少傾向にあるのに対し、第三次産業は就業者数、割合ともに増加している。

業種別にみると、医療・福祉が16.6%と最も多く、次いで卸売・小売業が14.6%、公務が8.0%と続いている。



第4節 災害の想定

市防災計画は、本市の気象、地勢、地質等の地域特性によって起こりうる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震や1771年に発生した八重山地震津波等の教訓を踏まえ、最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

□ 台風

本県が過去に被害を受けた次の3つの台風を例に、本市では同規模の災害を想定する。

平成15年台風第14号 マエミー	
襲来年月日	平成15年(2003年)9月10日、11日
最大風速	38.4 m/s (宮古島)
最大瞬間風速	74.1 m/s (宮古島)
降水量	470.0 mm (宮古島、9月9日～12日)
死傷者	94名 (うち死者1名)
住宅全半壊	102棟 (うち全壊19棟)
平成30年台風第24号 チャーミー	
襲来年月日	平成30年(2018年)9月29日、30日
最大風速	38.4 m/s (慶良間空港)
最大瞬間風速	56.2 m/s (南城市系数)
降水量	306.0 mm (国頭、9月28日～30日)
死傷者	52名 (うち死者0名)
住宅全半壊	11棟 (うち全壊4棟)
令和5年台風第6号 カーヌン	
襲来年月日	令和5年(2023年)8月1日～6日
最大風速	35.0 m/s (南城市系数)
最大瞬間風速	52.5 m/s (那覇市)
降水量	792.5 mm (久米島、7月31日～8月7日)
死傷者	86名 (うち死者1名)
住宅全半壊	27棟 (うち全壊3棟)

□ 河川の氾濫 (浸水想定)

県では、県内の重要河川である水位周知河川について、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域が指定されており、市に関係する河川は国場川である。

浸水想定区域は、指定時点の国場川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨を超える規模の降雨に伴う洪水により、国場川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションしている。なお、支川の氾濫、高潮、内水による氾濫等は考慮されていない。

浸水想定区域

対象水系 ・区間	想定降雨 (発生確率)	浸水予測概要
国場川水系国場川	国場川流域全体に60分の降雨量で102mm (50年に1回程度起こる大雨)	国場川沿い周辺で浸水深2m 未満



□ 高潮（高潮浸水想定）

県では、本県に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成18年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本市に関する予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄本島西側を北上 ・ 沖縄本島南側を西進 ・ 沖縄本島東側を北上 	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水する。

資料3-5 豊見城市高潮浸水予測図

□ 土砂災害警戒区域

市内には、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が計35箇所存在する。これらの区域は、表層崩壊を想定している。

市内の土砂災害警戒区域一覧

種 別	がけ崩れ (急傾斜地)	土石流	地すべり	合 計
土砂災害警戒区域	41	1	3	45
土砂災害特別警戒区域	38	1	0	39

資料4-3 土砂災害警戒区域指定状況

2 地震及び津波の被害想定

本市の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等については、平成25年度沖縄県地震被害想定調査報告書（以下「県報告書」という。）を基に、次のとおり想定するものとする。

□ 想定地震

県報告書によると、県の陸地部及び周辺海域で想定される20ケースの大規模地震を対象に各種被害予測を行った結果、沖縄本島南東沖地震3連動（マグニチュード9.0）が、最も大きな被害を及ぼす可能性があるとしている。

県報告書の想定地震は、次のとおりである。このうち、本市においては赤字部の7ケースを基に被害想定を行う。

※3連動とは、3つの地震が同時に発生すること。「沖縄本島南東沖地震3連動」では「八重山諸島南東沖地震」、「沖縄本島南東沖地震」、「沖縄本島東方沖地震」の3つ、「八重山諸島南方沖地震3連動」では「八重山諸島南西沖地震」、「八重山諸島南方沖地震」、「八重山諸島南東沖地震」の3つが同時に発生することを想定している。

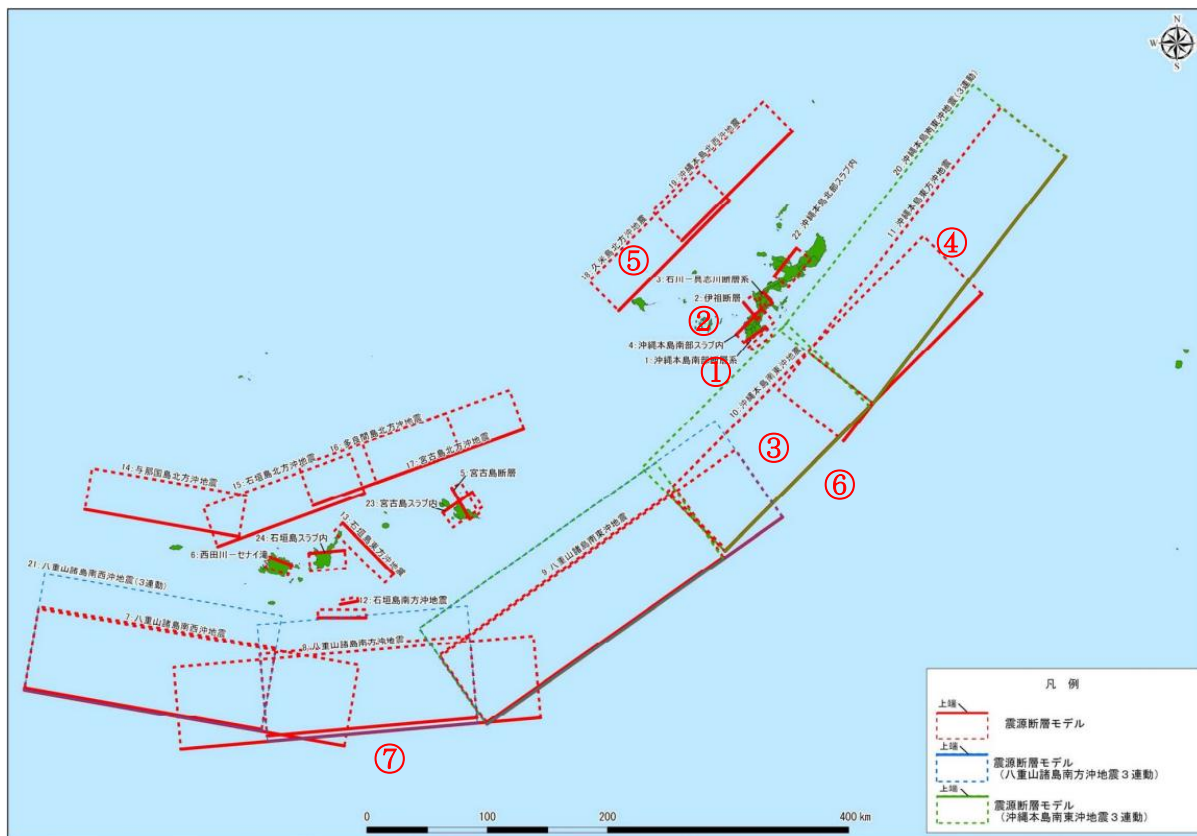


地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	深さ (km)	計測震度※(豊見城市)			震度 (豊見城市)	マグニ チュード ^b	備考
		最大値	最小値	平均値			
① 沖縄本島南部断層系による地震	3	6.2	5.6	5.9	6強	7.0	平成21年度沖 縄県地震被害 想定調査
伊祖断層による地震	3	6.1	5.3	5.6	6弱	6.9	
石川一具志川断層系による地震	3	5.5	4.8	5.1	5強	6.9	
② 沖縄本島南部スラブ内地震	30	6.3	5.9	6.0	6強	7.8	平成23・24年 度津波被害想 定調査より
宮古島断層による地震	3	3.0	2.6	2.8	3以下	7.3	
八重山諸島南西沖地震	2	3.3	3.0	3.1	3以下	8.7	
八重山諸島南方沖地震	2	3.9	3.6	3.7	4	8.8	
八重山諸島南東沖地震	2	5.3	5.0	5.1	5強	8.8	
③ 沖縄本島南東沖地震	2	5.8	5.5	5.6	6弱	8.8	
④ 沖縄本島東方沖地震	2	5.7	5.4	5.6	6弱	8.8	
石垣島南方沖地震	1	3.0	2.7	2.8	3以下	7.8	
石垣島東方沖地震	0.3	3.5	3.2	3.3	3以下	8.0	
石垣島北方沖地震	2	3.6	3.3	3.4	4	8.1	
⑤ 久米島北方沖地震	2	5.3	5.0	5.1	5強	8.1	平成25年度沖 縄県地震被害 想定調査
沖縄本島北西沖地震	2	5.3	5.0	5.1	5強	8.1	
⑥ 沖縄本島南東沖地震3連動	2	6.0	5.8	5.9	6強	9.0	
⑦ 八重山諸島南方沖地震3連動	2	5.5	5.2	5.3	5強	9.0	平成25年度沖 縄県地震被害 想定調査
沖縄本島北部スラブ内地震	30	5.7	5.4	5.5	6弱	7.8	
宮古島スラブ内地震	30	4.0	3.7	3.9	4	7.8	
石垣島スラブ内地震	30	3.4	3.1	3.2	3以下	7.8	

※計測震度：地震観測所で震度計によって測定された、地表のゆれ（地震動）の強さの程度を数値化した震度。基本的には周期 0.1～1.0 秒の地震波の加速度の大きさに基づいており、体感による震度とほぼ一致するように定められている。

被害想定対象地震震源位置図



(1) 震度 (地震動)

想定地震による本市の震度 (地震動) は、次のとおりである。沖縄本島南東沖地震では、市域のほとんどが「震度6強」の震度分布域に含まれている。

想定地震	計測震度			震度 面積割合					
	最大値	最小値	平均値	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下
沖縄本島南部断層系による地震	6.2	5.6	5.9	0.0%	27.2%	72.8%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島南部スラブ内地震	6.3	5.9	6.0	0.0%	63.8%	36.2%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島南東沖地震	5.8	5.5	5.6	0.0%	96.8%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島東方沖地震	5.7	5.4	5.6	0.0%	61.5%	38.5%	0.0%	0.0%	0.0%
久米島北方沖地震	5.3	5.0	5.1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島南東沖地震3連動	6.0	5.8	5.9	0.0%	11.5%	88.5%	0.0%	0.0%	0.0%
八重山諸島南方沖地震3連動	5.5	5.2	5.3	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

(2) 液状化危険度

想定地震による本市の液状化危険度は、いずれの想定地震においても、豊崎や与根などの沿岸部に限らず、広い地域で液状化の危険性が極めて高い区域 (PL値が15以上) であると予想されている。

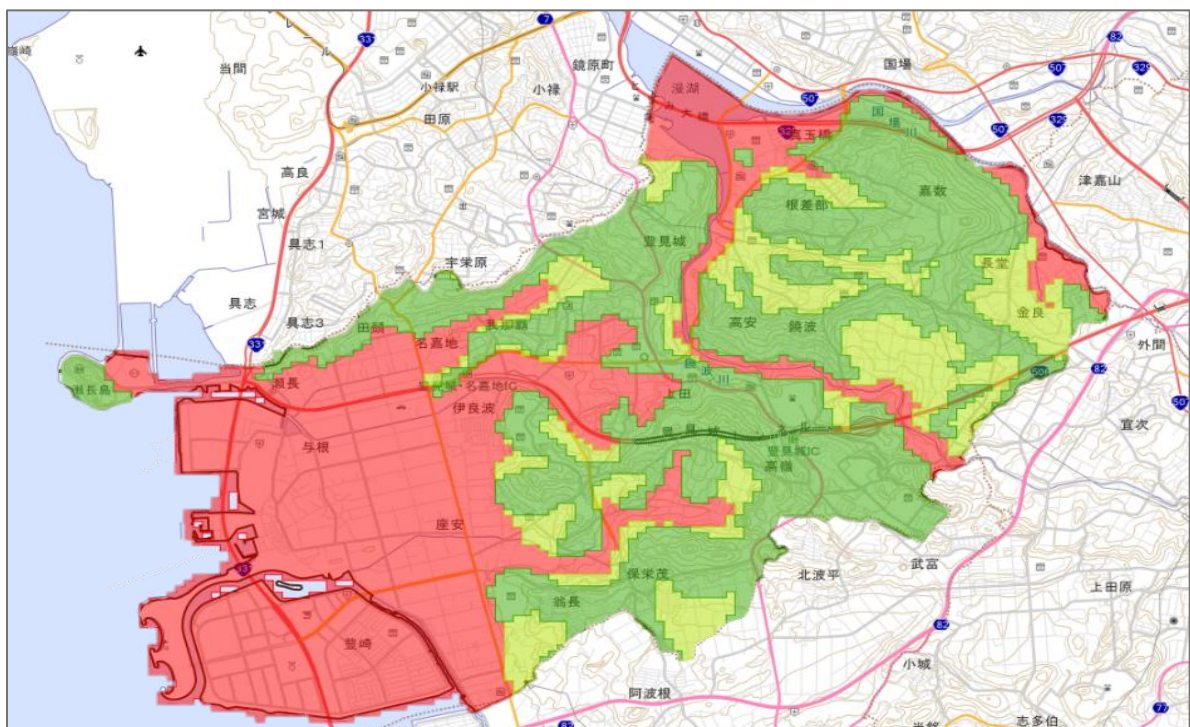
想定地震	PL値			液状化 (PL値) 面積割合			
	最大値	最小値	平均値	15<PL	5<PL≤15	0<PL≤5	PL=0
沖縄本島南部断層系による地震	19.3	0.0	8.5	43.9%	0.0%	14.8%	41.2%
沖縄本島南部スラブ内地震	22.4	0.0	9.7	43.9%	0.0%	14.8%	41.2%
沖縄本島南東沖地震	20.2	0.0	9.2	43.9%	0.0%	14.8%	41.2%
沖縄本島東方沖地震	20.0	0.0	9.1	43.9%	0.0%	14.8%	41.2%
久米島北方沖地震	15.5	0.0	7.0	30.8%	13.1%	14.8%	41.2%
沖縄本島南東沖地震3連動	22.0	0.0	10.0	43.9%	0.0%	14.8%	41.2%
八重山諸島南方沖地震3連動	17.3	0.0	7.9	43.9%	0.0%	14.8%	41.2%

※ 算出されたPL 値による液状化危険度の4区分

15<PL 液状化の危険度が極めて高い (図：赤)
 0<PL≤5 液状化の危険度は低い (図：黄緑)

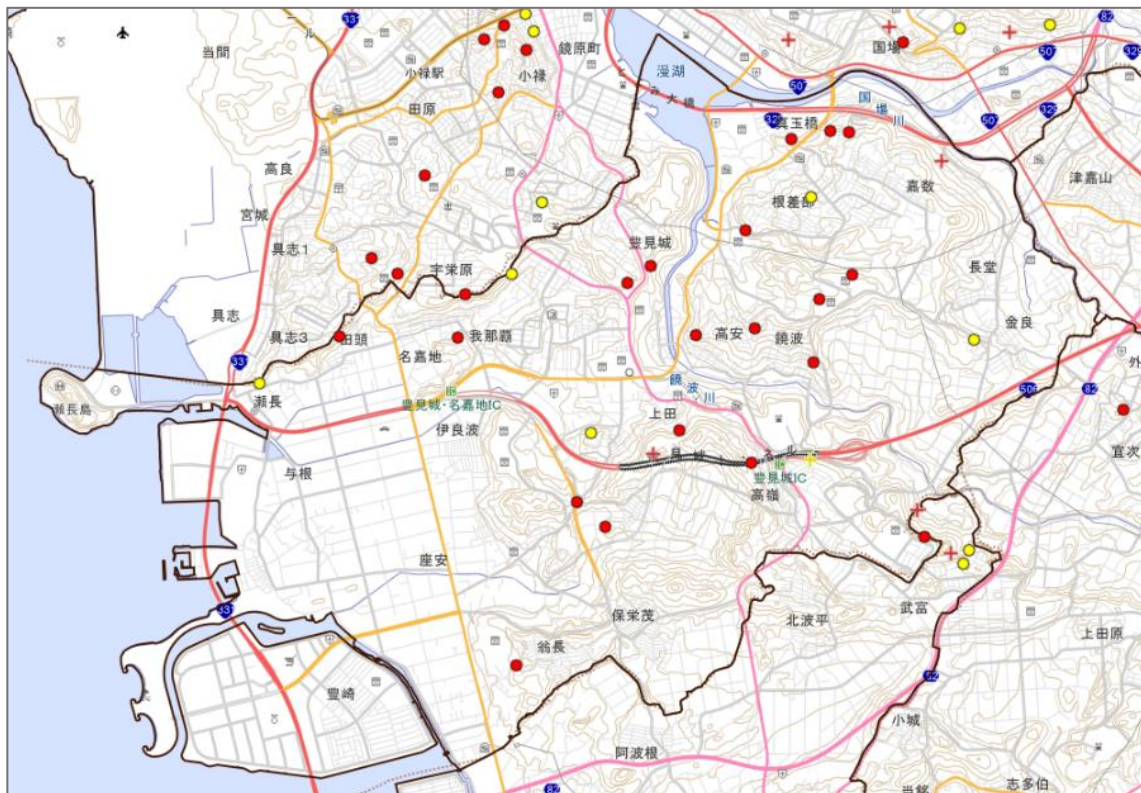
5<PL≤15 液状化の危険度が高い (図：橙)

PL=0 液状化の危険度はかなり低い (図：緑)



(3) 地震土砂災害危険度

本市の土砂災害警戒区域における地震土砂災害危険度の最大値は、次の分布図のとおりである。危険度が高い順にA（赤）、B（黄）、C（緑）とランク分けしており、急傾斜地の崩壊を「●」、地すべりを「+」で示している。



□ 建物被害、人的被害及びライフライン被害

想定地震による本市における建物被害、人的被害及びライフライン被害の予測結果の概要は、次のとおりである。なお、火災や人的被害に影響する発生の子節や時刻等は、市民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンを想定しており、そのうち最も被害の大きいシーンにおける数値を採用している。

本市における死者数は、沖縄本島南東沖地震のケースが最も多く（356人）、次いで沖縄本島南東沖地震3連動（355人）となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最大（15人）である。

建物被害（全壊）については、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最も多く（1,203棟）、その大半が「地震の揺れ」による建物被害である。次いで沖縄本島南東沖地震3連動（1,170棟）となるが、この地震では「地震の揺れ」と「津波」によるものが大半となっている。

ライフラインとなる水道については、沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、地震発生直後の断水人口は22,335人、電力についても、沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、停電軒数は4,606軒に上る。



豊見城市における被害の想定（概要）

想定項目		沖繩南部系地震	本島断層による	沖繩南部スラブ内地震	本島南東沖地震	沖繩本島沖地震	久米島北方沖地震	沖繩本島東沖地震3連動	八重山南方3連動	諸沖連
建物被害(棟)	全壊	地震	859	1,203	353	320	128	768	188	
		津波	0	0	453	0	19	402	0	
	半壊	地震	1,719	2,118	835	820	276	1,547	418	
		津波	0	0	1,121	0	496	957	0	
人的被害(人)	死者数	地震	10	15	3	2	0	8	1	
		津波	0	0	353	0	33	347	0	
	負傷者数	地震	393	524	151	142	26	350	50	
		津波	0	0	7,354	0	893	7,675	0	
	津波に伴う要搜索者数		0	0	7,707	0	926	7,672	0	
発災直後ライフライン被害	上水道	断水人口	5,980	11,724	4,802	1,954	97	22,335	118	
	下水道	支障人口	11,853	12,985	12,282	10,074	8,790	12,386	8,800	
	電力	停電件数	3,331	4,167	3,654	1,520	123	4,606	0	
	通信施設	不通回線数	2,377	2,995	3,143	1,077	105	3,743	0	
	都市ガス	支障戸数	307	366	367	55	367	367	19	
避難所内避難者数(人)	1日後		1,170	1,528	7,227	356	3,169	7,635	271	
	1週間後		1,224	1,910	2,047	596	470	3,757	233	
	1ヶ月後		1,365	853	1,193	252	217	1,591	136	

※赤字は、各項目における最大値

資料3-6 豊見城市における被害想定（平成25年度沖縄県地震被害想定調査結果）

3 津波の浸水想定

□ 用語の説明

「浸水域」は、海岸線から陸地に津波が遡上した外縁までの範囲、「浸水深」は、陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ、「地点最大水位」は、その地点における最大津波水位、「最大遡上高」は、各地区で津波が到達する最高の標高である。（図1）

「影響開始時間（±20cm）」は、地震発生から海岸・海域の人命に影響が出るおそれのある水位変化が生じるまでの時間で、引き波で始まる場合と押し波で始まる場合があり、「影響時間（+50cm）」は、避難に影響が出るおそれのある水位上昇が生じるまでの時間、「津波第一波到達時間」は、地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間である。（図2）

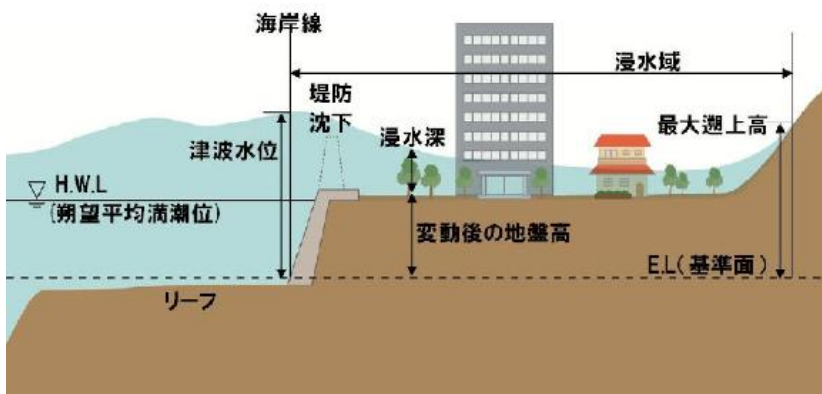


図1 遡上高説明図

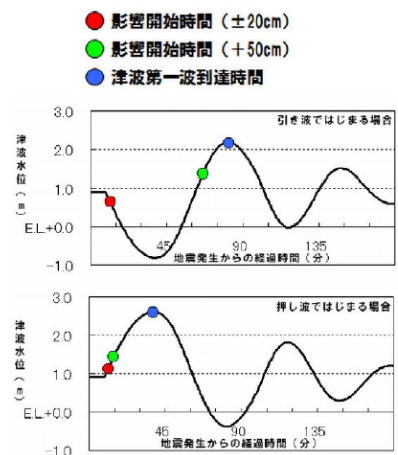


図2 津波影響開始時間、到達時間説明図



□ 沖縄県津波被害想定調査（平成24年度）による想定

沖縄県津波被害想定調査（平成24年度）は、平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震・津波を想定し、津波浸水区域等を予測したものである。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルは最大マグニチュード9.0に設定されている。この調査における想定モデルのうち、本市への影響が大きいと想定される津波被害は、次のとおりである。

波源位置	観測地点	地点最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響時間 (+50cm)	津波第一波 到達時間
沖縄本島南東沖地震	瀬長島	4.6m	11.3m	19分	23分	29分
	与根	5.7m	10.8m	18分	22分	27分
久米島北方沖地震	瀬長島	4.6m	6.4m	25分	36分	38分
	与根	3.9m	5.5m	28分	39分	43分
沖縄本島南東沖地震 3連動	瀬長島	5.2m	11.2m	19分	23分	29分
	与根	5.5m	10.8m	18分	22分	27分

資料3-7 最大クラスの津波（豊見城市） 沖縄県津波被害想定調査（平成24年度）

□ 沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）による想定

沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）は、平成24年度の津波浸水想定以後の新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震・津波を想定し、津波浸水区域等を予測したものである。なお、この調査による津波浸水想定は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき設定されたものであり、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルは最大マグニチュード8.2に設定されている。この調査における想定モデルのうち、本市への影響が大きいと想定される津波被害は、次のとおりである。

波源位置	観測地点	地点最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響時間 (+50cm)	津波第一波 到達時間
沖縄本島南東沖地震	瀬長島	4.0m	10.2m	20分	25分	25分
	与根	4.1m	7.6m	19分	24分	27分
久米島北方沖地震	瀬長島	3.2m	6.1m	25分	35分	38分
	与根	4.2m	6.0m	29分	39分	43分

資料3-8 最大クラスの津波（豊見城市） 沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）

法律の条文

津波防災地域づくりに関する法律（第8条第1項抜粋）

第8条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとする。

□ 津波災害警戒区域

本市には、津波災害警戒区域が指定されている。指定された区域は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定である沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）による津波浸水想定区域である。

資料4-4 津波災害警戒区域



第5節 防災関係機関の処理する業務の大綱

本市の地域を管轄する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 市・市消防本部

機関の名称	処理すべき業務の大綱
豊見城市	<ul style="list-style-type: none"> 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 防災に関する広報・教育・訓練の実施 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 防災に関する施設及び設備の整備 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 災害情報の収集、伝達及び被害調査 水防、消防、救助その他の応急措置 災害時の保健衛生及び文教対策 災害時における交通輸送の確保 災害廃棄物の処理 被災施設の災害復旧 被災者に対する救援、生活再建支援、融資等の対策 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び市民等の自発的な防災活動の促進 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置
豊見城市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 消防、水防その他応急措置 救助、救出活動及び避難誘導 市民等への予報・警報の伝達 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 県

機関の名称	処理すべき業務の大綱
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 防災に関する広報・教育・訓練の実施 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 防災に関する施設及び設備の整備 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 災害情報の収集、伝達及び被害調査 水防、消防、救助その他の応急措置 災害時の保健衛生及び文教対策 災害時における交通輸送の確保 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務 被災施設の災害復旧 被災者に対する救援、生活再建支援、融資等の対策 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置



南部保健所	・災害時における管内の保健衛生対策及び指導
南部土木事務所	・所管に係る施設（道路、橋りょう、河川、海岸保全施設、港湾、急傾斜地、地すべり地帯等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
南部農林土木事務所	・所管に係る施設（農道、農地、用排水、農業用ダム、海岸保全施設、漁港、畑地かんがい施設、圃場等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
南部農業改良普及センター	・農作物の災害応急対策及び指導 ・市が行う被害調査及び応急対策への協力 ・災害時における被災農家の再生産及び生活指導等 ・その他所管業務についての被災対策
南部林業事務所	・保安林の維持管理及び育成業務 ・林務護岸等、保安施設の整備促進及び指導 ・その他所管業務についての防災対策
南部医療こどもセンター	・災害による負傷者等の医療及び助産
沖縄県企業局	・災害時における給水の確保 ・所管水道施設の被害調査及び災害復旧
沖縄県警察（豊見城警察署）	・災害警備計画に関する事務 ・被害情報の収集伝達及び被害実態の把握 ・被災者の救出救助及び避難指示・誘導 ・交通規制・交通管制 ・遺体の見分・検視及び行方不明者の捜索 ・犯罪の予防等社会秩序の維持

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき業務の大綱
九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・警察災害派遣隊の運用及び調整 ・災害時における他管区警察局との連携 ・管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整 ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整 ・災害時における警察通信の運用 ・津波警報等の伝達
内閣府 沖縄総合事務局	<p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整 ・沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括 <p>財務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する災害融資 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 ・公共土木等被災施設の査定の立会 ・地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定 <p>農林水産部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 ・農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 ・家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 ・応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策 <p>経済産業部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 ・被災商工業者に対する金融、税制及び労務 <p>開発建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄国道に関する災害対策



	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 ・直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 ・公共土木施設の応急復旧の指導、支援 ・大規模土砂災害における緊急調査 <p>運輸部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸上及び海上輸送の調査並びに鉄道、車両、船舶等の安全対策 ・災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 ・災害時における輸送関係機関との連絡調整
九州厚生局（沖縄事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報収集、通報 ・関係職員の現地派遣 ・関係機関との連絡調整
九州森林管理局（沖縄森林管理署）	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備 ・災害復旧用材の需給対策 ・国有林における災害復旧 ・林野火災防止対策
沖縄防衛局	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 ・所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ・「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整 ・日米地位協定等に基づく損害賠償 ・地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
那覇産業保安監督事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策 ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス、電気施設等の保安の確保
大阪航空局（那覇空港事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ・空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助 ・航空運送事業者に対する輸送の協力要請 ・被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
第十一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・警報等の伝達 ・情報の収集 ・海難救助等 ・緊急輸送 ・物資の無償貸与又は譲与 ・関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援 ・流出油等の防除 ・海上交通安全の確保 ・警戒区域の設定 ・治安の維持 ・危険物の保安措置
沖縄气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ・市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ・防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発
沖縄総合通信事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設等） ・災害時における非常通信の確保 ・災害対策用移動通信機器の貸出 ・沖縄地方非常通信協議会との連携・調整



沖縄労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における労働災害防止対策 ・災害に関連した失業者の雇用対策
九州地方環境事務所 (沖縄奄美自然環境事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の処理対策 ・環境監視体制の支援 ・飼育動物の保護等に係る支援
国土地理院沖縄支所	<ul style="list-style-type: none"> ・地殻変動の監視 ・災害時等における地理空間情報の整備・提供 ・復旧・復興のための公共測量における指導・助言

4 自衛隊

機関の名称	処理すべき業務の大綱
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣の準備 ・災害派遣の実施

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき業務の大綱
NTT西日本(株)沖縄支店 NTTドコモビジネス(株) ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・電信電話施設の保全と重要通信の確保
(株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動通信施設の保全と重要通信の確保
日本銀行那覇支店	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。
日本赤十字社沖縄県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関する事。 ・地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関する事。 ・義援金の募集及び配分の協力に関する事。 ・災害時における血液製剤の供給に関する事。
日本放送協会沖縄放送局	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
沖縄電力(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保
西日本高速道路(株)沖縄高速道路事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の防災管理 ・被災道路の復旧
日本郵便(株)沖縄支社・市内各郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便事業運営の確保 ・災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱 ・災害時における窓口業務の確保



6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき業務の大綱
(一社) 沖縄県医師会	・ 災害時における医療及び助産の実施
(公社) 沖縄県看護協会	・ 災害時における医療及び看護活動（助産を含む。）への協力
(一社) 沖縄県バス協会	・ 災害時におけるバスによる被災者、一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 ・ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
琉球海運(株)	・ 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
日本トランスオーシャン航空(株)	・ 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
沖縄都市モノレール(株)	・ 災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策
(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	・ 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費施設に係る復旧支援
(一社) 沖縄県婦人連合会	・ 災害時における女性の福祉の増進
沖縄セルラー電話(株)	・ 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
(一社) 沖縄県薬剤師会	・ 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
(社福) 沖縄県社会福祉協議会	・ 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び豊見城市災害ボランティアセンターの支援に関すること。 ・ 生活福祉資金の貸付に関すること。 ・ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー	・ 観光危機への対応に関すること。 ・ 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
(公社) 沖縄県トラック協会	・ 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。
沖縄テレビ放送(株) 琉球放送(株) 琉球朝日放送(株) (株) ラジオ沖縄 (株) エフエム沖縄	・ 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
(一社) 沖縄県歯科医師会	・ 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。



7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき業務の大綱
(社福)豊見城市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの開設・運営に関する事。 ・生活福祉資金の貸付に関する事。 ・社会福祉施設との連絡調整に関する事。
豊見城市建設業協会 豊見城土木設計業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の重機等による救援活動の協力に関する事。 ・災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。
沖縄県農業協同組合豊見城支店	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係者の安全の確保に関する事。 ・農業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 ・災害時における食料、物資等の供給等の協力に関する事。 ・農業の災害応急・復旧対策及び被災農業者の再建支援に関する事。
糸満漁業協同組合与根支部	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業関係者の安全の確保に関する事。 ・漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 ・災害時における食料、物資等の供給並び海上輸送等の協力に関する事。 ・漁業の災害応急・復旧対策及び被災漁業者の再建支援に関する事。
豊見城市商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 ・救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等の協力に関する事。 ・災害時における物価安定についての協力に関する事。
(一社)豊見城市観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・観光危機管理に関する対策の連携に関する事。
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 ・被災地及び避難場所の警戒に関する事。 ・関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事。
豊見城市管工事組合(協組)とよみ水道管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。
(株)FMとよみ	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
豊見城市自主防災組織連絡協議会 豊見城市防災士の会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における市民等の避難誘導、被災者の救護その他市が行う災害応急対策についての協力に関する事。
危険物等取扱事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の保安及び周辺住民等の安全確保に関する事。 ・災害時における石油等の供給に関する事。
社会福祉施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
病院管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 ・被災傷病者の救護に関する事。
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒等の安全の確保に関する事。 ・施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。



第6節 市民等の責務

市民、自治会、自主防災組織及び事業者の防災上の基本的責務は、次のとおりとする。

区分	取るべき措置
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承 ・ 自宅建物及び設備の減災措置（家具の転倒防止対策等）及び避難行動の検討 ・ 飲料水、食料、生活用品等の7日以上の備蓄と点検 ・ 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力 ・ 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達 ・ 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援 ・ 災害廃棄物の分別 ・ 避難時における主電源（ブレーカー）の切断 ・ その他自ら災害に備えるために必要な行動
自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検 ・ 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承 ・ 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力 ・ 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） ・ 自主防災リーダーの養成 ・ 自主防災活動及び訓練の実施 ・ 気象情報等の収集及び伝達 ・ 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力 ・ 災害時の避難所の自主運営 ・ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の防災教育及び訓練 ・ 事業継続計画（BCP）の作成及び更新 ・ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討 ・ 従業員等の飲料水、食料、生活用品等の備蓄と点検 ・ 自衛消防活動・訓練 ・ 気象情報等の収集、従業員、所管施設利用者等への伝達及び避難誘導 ・ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力 ・ 避難行動要支援者等の避難支援 ・ 災害廃棄物の分別 ・ 災害時の事業継続、国、県、市の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。） ・ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力



第2章 基本方針

第1節 地域防災ビジョン

市防災計画は、本市の総合的な災害対策の基本となるべきものであり、災害の予防対策、災害時の応急対策、復旧・復興対策の実施に大きな役割を果たすものである。

市は、市民・行政・防災関係機関がそれぞれの立場で防災活動を展開し、大規模な災害の軽減を図るための体制づくりとして、「自助」「共助」「公助」の精神が根ざした、災害に強く安心して住めるまちをつくることを目指すものとする。

□ 「自助」活動

市は、自主的な減災の考え方を普及・啓発し、地域の防災訓練や自主防災組織の活動等への積極的な参加を促し、自主防災力の向上を推進する。

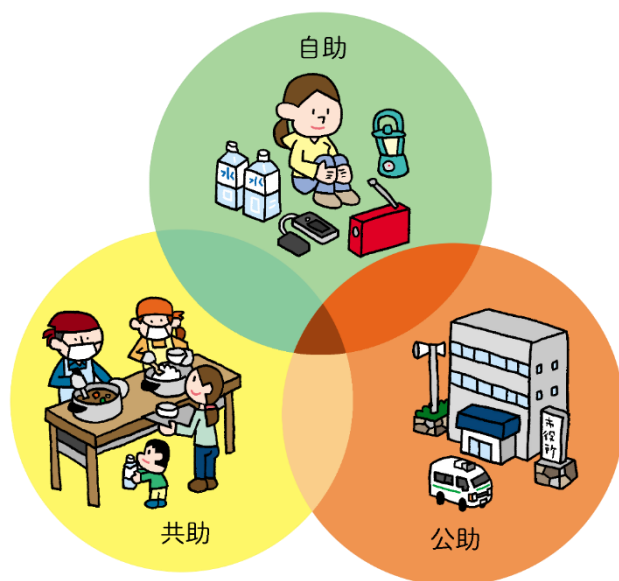
また、自力で避難が困難と考える市民は、あらかじめ避難行動要支援者の登録を行う等の対策を図る。

□ 「共助」活動

自主防災組織の活動を通して、地域のコミュニティ防災組織の活動を見直し、緊急時において迅速かつ確かな防災活動を実施できる体制づくりを進めるとともに、近隣住民等との連絡体制の強化に努め、避難行動要支援者が取り残されることのない環境づくりを図る。

□ 「公助」活動

市は、公共施設の耐震化、浸水対策や減災に向けた計画的な土地利用を推進し日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供等に努め、地域のコミュニティ防災力向上に向けた取組を進めるとともに、市民や各種団体の協力を得て、避難行動要支援者に対する支援を円滑に実施するための機構づくりを進める。



第2節 災害の想定と防災計画の基本的な考え方

1 想定の方

□ 想定災害

(1) 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。

地震・津波の想定に当たっては、県と協力して古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査、海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

(2) 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮、土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

□ 想定被害

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も県との連携を図りつつ、次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

- ① 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。
- ② 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。
- ③ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。



2 市防災計画の考え方

市防災計画は、本市の自然特性、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生は避けられないものと認識した上で、災害が発生した場合における被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とする。

また、被害想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

□ 想定する災害への対応

- ① 最大クラスの災害に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制等を組み合わせるほか、経済被害の軽減等地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。
- ② 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、市民等の財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

□ 地域の社会構造の変化への対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。市は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げる事項について十分な対応を図るよう検討する。

(1) 安全確保対策

災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(2) 要配慮者対策

高齢者や障がい者等の要配慮者が増加しているため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。さらに、平時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(3) 観光客等対策

経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加しているため、災害時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、市の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、市の防災体制を強化する必要がある。

(4) 男女共同参画

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。



(5) 情報通信施設等の耐災化

ライフライン、インターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(6) 地域コミュニティの強化

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、地域コミュニティ、自主防災組織等を強化し、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

(7) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底に加え、避難所の開設・運営等については、避難者の健康管理、避難所の衛生管理、避難者スペースの十分な確保、発熱者への対応などの取組を推進する必要がある。

(8) 事故災害の予防

近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

□ 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市庁舎等の行政機能及び市災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

□ 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本市において発生のある可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の備蓄又は投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。



第3節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れた地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件を併せ持つ。そのため、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、本市の自然的特性及び社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、市が果たすべき役割を的確に実施していくとともに、関係機関と相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国、県、市を中心に、市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、市、公共機関、事業者、市民等が一帯となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、次のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は、次のとおりとする。

□ 基本理念

- ① 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防げない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。
- ② 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- ③ 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

□ 施策の概要

- ① 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保、代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- ② 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ③ 市民等の防災活動を促進するための防災教育等による市民等への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による市民等の防災活動環境の整備等
- ④ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の備蓄設備の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関が連携した実践的な防災訓練及び復興事前準備の実施等



2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は、次のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

□ 基本理念

- ① 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ② 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

□ 施策の概要

- ① 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、市民等の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- ② 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ③ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- ④ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- ⑤ 被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による市民等からの問い合わせへの対応
- ⑥ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水、生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- ⑦ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ⑧ 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- ⑨ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた市民等の避難及び応急対策の実施
- ⑩ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ



3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、次のとおりとする。

□ 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る」ことを基本理念とする。

□ 施策の概要

- ① 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興対策の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進
- ② 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ③ 再度災害の防止により快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- ④ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- ⑤ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援
- ⑥ 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4 その他

市は、県、公共機関等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や市民等の間及び市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じるものとする。



第4節 市の特殊性等を考慮した重要事項

本市では、人口増加による都市化が進むとともに、豊崎地区において中心市街地を補完し新たな産業や観光、ショッピング等の複合的な機能を有することに伴い、今後、さらに、人口、観光客等の増加が予想される。また、西海岸地域は、沖縄西海岸道路や那覇空港自動車道の整備を契機として、産業や物流機能等の高次都市機能の集積が進んでいる。こうした津波に対する防災上不利な地理的条件がある等、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、耐震化、津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 本土からの遠隔性による条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。

このため、本土から市への応援が到達するまでの間を自力で乗り切れる防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- ① 県内他市町村との連携強化
- ② 浸水想定区域外への備蓄拠点・物資の確保
- ③ 災害時の輸送拠点の確保

2 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

地震発生から津波到達時間内に避難できるように、次のような津波避難対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- ① 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- ② 市の津波避難計画及び浸水想定区域の学校、医療機関、福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- ③ 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
- ④ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- ⑤ 避難誘導者、避難支援者等の安全確保対策

3 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、市内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、県、市、観光協会、観光施設、宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、地震発生から津波到達時間内に避難できるように、次のような津波避難対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- ① 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備
- ② 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- ③ 滞留旅客の待機施設等の確保



第5節 市防災計画の見直しと推進

市防災計画は、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、県、市、関係機関、市民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1 市防災計画の効果的な推進

- ① 市防災計画を、本市の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- ② 市防災計画は、想定した災害の諸形態を考慮して市内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。市防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- ③ 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。
- ④ 市防災担当部局は、これら市防災計画を効果的に推進するため、関係各課及び関係機関間の連携を図り、次の対策を実施する。
 - 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成、訓練等を通じた市職員への周知徹底及び検証
 - 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- ⑤ 市は、市防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備、改善等を実施する。
- ⑥ いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人、家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- ⑦ 市は、果たすべき役割を的確に実施し、県、指定地方公共機関等と相互に密接な連携を図る。また、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。
- ⑧ 市防災計画は、市の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。豊見城市防災会議は、市防災計画及びこれに基づく防災業務計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを市防災計画に的確に反映させていく。
- ⑨ 市防災計画の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。



2 他の計画との関係

□ 上位計画等との関係

市防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市域に係る災害から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として定められるものであり、国が作成する防災基本計画、指定行政機関が作成する防災業務計画及び沖縄県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）その他関係法令に矛盾し、又は抵触することがないように定めるものとする。

法律の条文

災害対策基本法（第42条第1項抜粋）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

□ 豊見城市総合計画との関係

豊見城市総合計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されるもので、まちづくりテーマと実現に向けた施策プランを明示しているものであり、本市のあらゆる計画の中では最上位に位置づけられている。

市防災計画は、市総合計画に定められた防災施策等はもちろん、その他の分野の施策も含めて「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」の観点から体系化したものである。

3 市防災計画の周知

市防災計画は、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第5項に定める公表のほか、市民等への周知を図る。

法律の条文

災害対策基本法（第42条第5項抜粋）

第42条（略）

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。



第3章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して市民等の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の4つ、そのほかの個別事項として「道路災害予防計画」、「海上災害予防計画」に区分し、次節以降に詳細を示す。

第2款 災害予防計画の推進

1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

本市においては、国の示す計画対象事業となる施設等（地震防災対策特別措置法第3条第1項各号に掲げるもの）についての整備方針を掲げ、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」の緊急整備施設の選定を受けるなど、事業について、具体化を図るよう努めるものとする。

計画対象事業となる施設等

避難地、避難路、消防用施設、消防活動用道路、緊急輸送道路等（交通管制施設、臨時ヘリポート、港湾・漁港施設）、共同溝等、医療機関、社会福祉施設、公立小・中学校及び特別支援学校（校舎、屋内運動場、寄宿舎）、公的建造物、海岸・河川（海岸保全施設、河川管理施設）、砂防施設等（砂防施設、保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池）、地域防災拠点施設、防災無線放送施設、飲料水・自家発電設備等、備蓄倉庫、応急救護設備等、老朽住宅密集市街地など

2 その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律（平成23年法律77号）、津波防災地域づくりに関する法律その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的かつ効果的に推進する。また、市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。



3 防災研究の推進

本市の防災対策を効果的、効率的に進めるため、市域の地震・津波災害の危険性や防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

□ 防災研究の目的・内容

本市の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国・県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、今後の防災対策に反映していく。

また、地震時の職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

□ 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。成果については、防災関係者等に速やかに提供していく。

第2節 災害に強いまちづくり

第1款 防災対策に係る土地利用の推進

1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、次のとおりである。

□ 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

□ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

□ 土地区画整理事業

既成市街地及びその周辺地域における老朽住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図り、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備に努めるものとする。



□ 市街地再開発事業等

市街地再開発事業による建築物の耐震化、不燃化を促進し、避難地及び避難路の確保、道路、公園、広場等の公共施設を整備することで、都市機能の更新及び地域防災活動の拠点整備を図ることとする。

事業を実施するに当たって、都市防災、緊急性の高い必要な公共施設、住宅施設、商業施設の整備等総合的な都市再開発を推進するとともに、無秩序な開発を防ぎ快適性とゆとりある生活空間の形成から市民等の安全性を図るものとする。

□ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行う。

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。

□ 所有者不明土地の活用

市は県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2款 都市基盤施設の整備

1 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市は県とともに、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予想され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難所、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

2 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

□ 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

□ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

学校グラウンドや都市基幹公園を活用した広域避難地、住区基幹公園等の一時避難地を計画的に配置・整備するとともに避難路を確保し、避難誘導標識等の設置を図りながら消防・避難活動等の対策強化を推進する。



□ 防災上重要な道路の整備

(1) 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路、消防活動困難区域の解消等としての機能を有する道路整備を推進する。都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

(2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないように対処する。

- ① 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。
- ② 耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。
- ③ アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する

(3) 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、緊急輸送道路幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

(4) 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

(5) 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(6) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

資料13 豊見城市災害時協定一覧



□ 港湾・漁港整備事業

(1) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波、風水害等によって大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

(2) 応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

3 火災に強いまちの形成

□ 火災に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、次のとおりである。

(1) 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

(2) 消火活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消火活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消火活動が困難な区域を解消する。

(3) 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備し、空き地等を確保することにより火災の延焼防止を図る等、不燃化まちづくりを推進した安全な防災都市を形成していく。

(4) 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定し、地震に強い消防水利・耐震性防火水槽等を計画的に整備する。

□ 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、次のとおりである。

(1) 防火・準防火地域の指定

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、火災・延焼の危険度が高い地区を重点に防火地域又は準防火地域の指定を推進し、不燃化を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化推進

市営住宅等について、地域性、老朽度等を考慮し、建替えによる住宅不燃化の推進を図ることとする。



(3) 消防施設等の整備促進

市は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。併せて、消防用施設・設備等の整備促進を図る。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化する。

また、市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

(4) 水防及び救急施設等の整備促進

水防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は、次のとおりとする。

① 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水防の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防資機材等の水防施設を整備するものとする。

② 流出危険物防除資機材

市、県、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な次の資機材等の整備を図るものとする。

- 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

4 林野火災予防計画

林野火災の原因として、タバコやたき火等の火の不始末が多いことが挙げられる。

ひとたび山林・原野の火災が発生すると、地理的条件や気象状況等によってはその消火活動は極めて困難となり、人命を奪う危険性や人家への延焼等、大きな被害に発展する可能性がある。

また、森林資源の貴重な財産としての面からも、林野火災防止について万全の対策を図るものとする。

林野火災を予防、警戒及び鎮圧して、火災による被害の拡大防止を図るため県防災計画に準じながら対策を図るものとする。

□ 林野火災対策の推進

- ① 県、消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の市域内での計画推進体制を確立する。
- ② 市消防本部においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。



□ 出火防止対策

- ① 市、県及び森林管理署等は、山火事や林野火災の防止のため、火災防止の標柱・標識等の設置に努めるものとする。
- ② 市は、関係する機関や団体と連携し、農作業において、サトウキビ葉等の焼払いにおける適正な火入れの指導を実施する。また、強風・乾燥時における火気の取扱いについても指導を強化する。
- ③ 市及び森林管理署は、森林又はこれに近接している土地において、火入れについての森林法（昭和26年法律第249号）等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導強化を図る。
- ④ 市及び市消防本部は、火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況時の火入れ中止の指導等を徹底する。

□ 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

- ① 市消防本部は、県及び関係機関と調整しながら、林野火災対策用資機材の整備に努める。
- ② 市消防本部は、県など関係機関共同で行う林野火災用空中消火資機材の操法訓練等に参加し、広域な林野火災時に備えるものとする。

5 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、次の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

- ① 最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。海岸保全事業は、従来の津波、台風、高潮等を想定した海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施に当たっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。
- ② 県は、最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。
- ③ 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を目指す。ただし、地形や土地利用状況等から5分程度での避難が困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
- ④ 市及び県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、関係部局の連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。



- ⑤ 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
- ⑥ 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- ⑦ 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
- ⑧ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- ⑨ 学校をはじめとする各公共施設や要配慮者に関する施設等（保育園や社会福祉施設など）については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や高層化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- ⑩ 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

1 地盤災害防止

□ 危険性

本市においては、豊崎地区、与根地区、瀬長地区、真玉橋地区等で液状化危険度が高い地域が広がっている。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩壊についても、市内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

□ 対策

市内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、次のとおりである。

- ① 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。
- ② 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等を徹底する。
- ③ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に市民等や関係方面への周知・広報に努める。
- ④ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。



- ⑤ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）による造成宅地防災区域の指定等を推進する。
- ⑥ 市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

2 土砂災害予防計画

□ 砂防関係事業

（1）土砂災害警戒区域等

本市には、土砂災害防止法に基づき指定されている急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域が41箇所あり、当該区域のうち38箇所については、土砂災害特別警戒区域を有する。

土石流に係る土砂災害警戒区域は1箇所あり、当該区域は土砂災害特別警戒区域に指定されている区域を有する。

地すべりに係る土砂災害警戒区域は3箇所あり、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域はない。

土砂災害警戒区域をイエローゾーン、土砂災害特別警戒区域をレッドゾーンともいう。

資料4-3 土砂災害警戒区域指定状況

（2）対策

県は、沖縄総合事務局及び市と連携・協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）及び砂防法（明治30年法律第29号）など関係法令に基づく危険区域を指定し、防災対策を講じる。

市は、県が実施する土砂災害防止法に基づく区域指定に協力するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を推進する。

市は、県と連携して、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の規制や建築物の構造の規制等の減災対策を進める。

□ 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害の危険が予想される区域調査と現況把握に努め、対策事業の指定を推進するとともに、警戒避難体制を定めて被害を軽減し、市民等の安全を図るものとする。

（1）土砂災害警戒区域ごとに定める事項

土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項



- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）あって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

資料4-5 避難確保計画作成及び避難訓練実施の必要がある要配慮者利用施設一覧

法律の条文

災害対策基本法（第48条第1項抜粋）

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

(2) 危険区域の概要

本市の土砂災害に関する危険予想箇所及び指定区域は資料編のとおりであり、その対策・体制づくりとともに今後予想される危険区域の把握と周知に努めるものとする。

(3) 組織及び所掌事務

土砂災害防止体制は、次編第1章第1節「組織及び動員計画」に基づき、各班が緊密な連携のもとに危険区域の総合的な応急対策を実施する。

(4) 情報の収集及び伝達

気象予防・警報等及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、第3編第1章第3節「気象警報等の伝達計画」、同章第5節「災害状況等の収集・伝達計画」及び同章第6節「災害広報計画」により、迅速かつ確実に行うものとする。

(5) 避難の措置

災害から市民等を保護するため避難の必要が生じた場合は、第3編第1章第9節「避難計画」により避難の指示等の処置を行うものとする。

3 治水計画

□ 危険区域

河川の氾濫等の危険が予想される区域は、資料編のとおりである。

資料3-4 国場川水系国場川浸水想定区域図

資料4-2 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

□ 対策

- ① 県は、計画的な河川の改修を積極的に推進する。また、河川流域の自然状況や社会条件を総合的に判断し、ダムによる治水対策が有利な河川においては、総合的な治水対策を図り、県民の生命財産を災害から未然に防止する。
- ② 県は、特に都市河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。



- ③ 市は県とともに、慢性的浸水低地帯については雨水貯留・浸透施設の設置を促進し、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

□ 浸水想定区域の指定と周知

(1) 県の役割

県は、水防法に基づき指定した水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(2) 市の役割

市は、気象予報・警報等の気象情報の収集に努めるとともに、浸水想定区域の市民等への情報伝達については、市及び市消防本部・消防団の広報車、防災無線放送、ホームページ、SNS等により迅速に行うものとする。

市は、浸水想定区域ごとの人口、世帯数等について、予め実態を把握し、関係する市民等が安全に避難できるよう避難路、避難場所の選定をするとともに、市民等に周知するものとする。

(3) 洪水ハザードマップの作成・配布

市は、県が公表している洪水氾濫時の浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域の市民等に配布し、防災意識の高揚を図るものとする。

□ 施設管理者等の役割

市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果については、市長に報告するものとする。また、自衛水防組織を設置した場合は、市長に報告するものとする。

4 農地等災害の予防及び防災営農の確立

□ 農地防災事業の促進

(1) 農地保全整備事業

市は県とともに、降雨などによって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

(2) 土砂崩壊防止工事

市は県とともに、農地、農業用施設その他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。



(3) 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する事業として、県の地すべり防止区域だけでなく、本市においても必要に応じその対策事業を検討推進していく。

□ 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

市は県とともに、農業に影響を与える各種の災害を回避・克服し、農業生産力や農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

① 指導組織の統一及び指導力の強化

県は、県出先機関への指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。また、市は県とともに、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

② 防災施設の拡充

市は県とともに、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

市は県とともに、本市の農業が直面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。また、県の試験研究機関にあっては、病害虫、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

5 海岸保全施設対策

海岸の保全については、海岸法（昭和31年法律101号）第2条の2に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は次のとおりである。

- ① 県は、津波、高潮等の災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- ② 県は、海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- ③ 県は、背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- ④ 県は、水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- ⑤ 県は、海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して、必要に応じて耐震性の強化を推進する。



6 高潮等対策

本市の海岸沿いには、一般住宅や自治会集会所・公民館、漁港、公園、野球場等の公共施設が立地している。また、商業施設及びマリレジャー等における海岸利用者の増加が見られることから、高潮被害を軽減するためにも、護岸の整備や海岸保全事業の促進を図るものとする。

□ 危険区域

県は、本島に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hpa）を想定して、沖縄県高潮被害想定調査（平成18年度～平成19年度）を行った。

調査結果では、本市の東部地域では国場川、饒波川及び長堂川の河川に沿う低地のほか、西部地域では海岸に沿って発達している低地に浸水が予測されており、高潮浸水予測図を高潮警戒区域として位置づけるものとする。海岸における危険箇所を資料編に示す。

資料3-5 豊見城市高潮浸水予測図

□ 対策

（1） 県の役割

- ① 県は、海岸を防護するため、管理又は海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- ② 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。
- ③ 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- ④ 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- ⑤ 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- ⑥ コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

（2） 市の役割

- ① 高潮警報等を迅速に市民等に伝達するため、防災無線放送を活用するとともに、水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- ② 市民等に対し高波、高潮による浸水予測の周知に努めるものとする。

□ 警戒避難体制の整備

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）及び津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。



第4款 建築物・構造物等の対策

1 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、次の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は、次のとおりとする。

□ 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

- ① 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- ② 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- ③ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等と比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- ④ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

□ 建築物の耐震化の促進

市は、「豊見城市耐震改修促進計画」に準じて、市有施設等の耐震化の状況を把握し、計画的な耐震化を進めるとともに、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、県と連携して、耐震化を促進する。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）により耐震診断が義務づけられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、これらに加えて、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び津波への耐浪性確保対策等についても促進する。

□ 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

市は県と連携し、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

また、市所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。



□ ブロック塀対策

これまで発生した地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒物の危険性が示された。

本市においては、近年、新興住宅や住宅整備等の進展により、老朽化したブロック塀などは減ってはきているが、昔ながらの集落構造を形成している地区や古い建物が残るところについては、ブロック塀や石垣の老朽化及び放置状態による倒壊の危険性が高いといえる。これらの倒壊による被害を防止するために、次の対策を実施・検討する。

(1) 調査及び改修指導

市は、ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(2) 指導及び普及啓発

県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法（昭和25年法律第201号）の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

□ 公共建築物等の定期点検及び定期検査

市及び県は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火及び避難等の機能を確保するものとする。

□ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

市は県とともに、建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民等の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

□ 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

市は県とともに、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

□ 空家等への措置

市は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

なお、災害時においては、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。



2 文化財災害の予防

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、次に掲げるところより災害予防の徹底を図るものとする。

- ① 市は国、県と連携し、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
- ② 市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から警察及び市消防本部と連携し、災害予防対策を実施する。
- ③ 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
- ④ 市教育委員会及び市消防本部は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- ⑤ 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- ⑥ 県は、各市町村文化財担当職員講習会等を開催して、防災措置について指導する。
- ⑦ 市教育委員会は、災害による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を地権者及び管理者と連携して行うものとする。
- ⑧ 市及び県は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

第5款 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、市民等の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び各ライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力供給や熱供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

1 水道施設災害の予防

自然災害による水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

□ 施設の防災対策の強化

水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。



□ 広域応援体制の整備

上下水道対策部は、災害時における円滑な応急給水を実施するため、総務総括班と調整を図りつつ、「沖縄県水道災害相互応援協定」（平成15年3月27日）及び、「豊見城市水道施設災害時の支援活動協定」（平成21年10月26日）に基づき、県内水道事業者及び豊見城市管工事組合へ応援要請を行う。

また、県内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、県（消防防災対策課）と調整を図りつつ、速やかに「九州・山口9県災害時相互応援協定」（平成7年11月8日、継承：平成23年10月31日）に基づく応援の要請を行う。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

□ 代替水源の確保

市は、市民や企業等が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

資料1-10 豊見城市災害時協力井戸・湧水の登録に関する要領

2 下水道施設災害の予防

□ 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

市は、下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二重化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づくものとする。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

□ 広域応援体制の整備

災害による下水道施設等の早期復旧を図るため、「災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定」（平成29年3月）、「災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」（平成29年3月）及び「豊見城市下水道事業・日本下水道事業団災害支援協定」（令和3年10月）に基づき、県、県内市町村及び下水道関係団体へ必要な応援の要請を行う。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

3 都市ガス施設等災害の予防

沖縄ガス(株)、コミュニティーガス事業者は、災害による都市ガス施設及びコミュニティーガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災計画等を策定し、対策を推進する。

また、都市ガス施設の大規模事故や被災を想定した防災訓練を実施し、これらを踏まえて防災計画等を定期的に検証し、適宜見直す。



4 高圧ガス施設災害の予防

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、市は、国、県、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化を図るとともに、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に規定する基準の適正維持を講じ、保安管理の徹底を図るものとする。

□ 高圧ガス消費者における保安対策

- ① 消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- ② 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

□ 高圧ガス保安推進月間、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進防止週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

5 電力施設災害の予防

電気事業法(昭和39年法律第170号)及び災害対策基本法に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

□ 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しに当たっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、市が実施する防災訓練には積極的に参加することとする。

□ 施設対策

沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

□ 関係機関との連携

県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

6 通信施設災害の予防

市、県、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講じる等万全の措置を期するものとする。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。



□ 本市における予防計画

(1) 災害用情報通信手段の確保

市は、次に掲げる事項について考慮の上、災害用情報通信手段の確保等を行う。

① 代替手段等の確保

- 各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- 携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

② 冗長性の確保

- 無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- 有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

③ 電源の確保

- 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

④ 確実な運用への準備

- 災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- 情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- 災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- 非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した訓練
- 通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- 移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要なときは総務省と事前調整）

⑤ その他の通信の充実等

- 県及び他市町村間ネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

(2) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、次の対策を推進していくこととする。

① 県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。

- 市端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせる2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
- 消防本部、県出先機関及び防災関係機関端末局について、単一无線回線（260MHz帯デジタル無線）を整備する。
- 衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。

② 市は、防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。



(3) 通信設備等の不足時の備え

市及び県は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(4) 停電時の備え及び平時の備え

市及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

□ 各電気通信事業者における予防計画

(1) 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

- ① 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
- ② 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- ① 回線の設置切替方法
- ② 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- ③ 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時の避難所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- ⑤ 可搬型基地局装置による通話回線の確保

□ 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

(1) 通信手段の確保

市、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市、県及び医療機関は、災害時の医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

□ 関係機関との連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。



7 放送施設災害の予防

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、次の予防措置を講じる等万全を期するものとする。

- ① 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- ② 放送施設を放送法令による技術基準に適合するように維持する措置
- ③ 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- ④ その他必要と認められる事項

8 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

□ 優先利用の手続

市、県及び関係機関は、通信設備の優先利用（災害対策基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

法律の条文

災害対策基本法（第57条、第79条抜粋）

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告（※）が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

※知事による通知や市長による要請、伝達又は警告

第79条 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設

□ 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。



第6款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

1 危険物等災害予防計画

□ 危険物製造所等に対する指導

市消防本部は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

□ 危険物運搬車両に対する指導

市消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、取扱基準の厳守並びに車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

□ 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した防災保安教育を実施するとともに、市消防本部は管理者が行う防災保安教育について、必要な助言・指導を行う。

□ 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、次の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

(1) 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講じる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講じる。

(4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び市消防本部等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。



(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

□ 化学車及び消防機材の整備

市消防本部は、化学車等及び消防機材の整備を図り、また、事業所における化学消火剤の備蓄を指導する。

2 毒物・劇物災害予防計画

□ 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、次の事項について徹底を図る。

- ① 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- ② 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定
- ③ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
- ④ 安全教育及び訓練の実施
- ⑤ 事故対策組織の確立

□ 対策

市は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者への指導に協力する。

3 火薬類災害予防計画

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、豊見城警察署、那覇海上保安部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等は連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する基準の適正維持を講じるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

□ 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ① 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対する法令の規定する基準に適合させる当該施設の維持、保安の監督指導に、必要に応じて協力する。
- ② 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に必要に応じて立入検査の実施と保安体制の強化に協力する。

□ 火薬類消費者の保安啓発

市は、県による火薬類消費者への保安啓発等の活動に協力する。

□ 路上における指導取締りの実施

市は、県による火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りに、必要に応じて協力する。

□ 火薬類による危害予防週間の実施

市は、県と協力して、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。



4 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。災害の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民等の健康や生活環境を保全するため、次の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

□ 第一種指定化学物質の排出量等の把握

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業者ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

□ 対象施設への指導

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導する。

- ① 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理
- ② 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第7款 不発弾等災害防止

不発弾処理体制に万全を期し、不発弾の爆発による災害の発生及び拡大を防止する。

そのため、関係機関の連絡調整を密にして不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び市民等に対し、不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね次のとおりとする。

□ 陸上で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- ② 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ③ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- ⑥ 信管離脱作業は危険を伴うため、次の対策を講じた上で実施する。
 - 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
 - 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、市民等を避難させる。
 - 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。



□ 海中で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、那覇海上保安部へ通報し、那覇海上保安部は、第十一管区海上保安本部、発見場所の市町村及び港湾管理者へ報告・通報する。
- ② 海岸線等で発見された場合、那覇海上保安部は、発見場所の市町村及び所轄警察署と要請先を調整・確認するものとする。（陸上自衛隊への処理要請の場合は、陸上で発見される不発弾等の処理による。）
- ③ ②の後、第十一管区海上保安本部又は那覇海上保安部は、海上自衛隊沖縄基地隊へ処理（調査を含む）通報・要請を行う。
- ④ 海上自衛隊沖縄基地隊（沖縄水中処分隊）は現地調査を行い、関係機関と調整の上、処理計画を立てる。
- ⑤ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑥ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見場所付近で爆破処理する。
- ⑦ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
 - 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理対策会議等を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にさせるものとする。
 - 危険範囲を定め、その地域への船舶及び市民等の立入りを規制する。
 - 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。
- ⑧ 水中爆破処理における避難距離の基準
 - 立入（航行、停泊）：半径300m
 - 入水（潜水、遊泳）：半径3,000m
 ※現状では、海中で発見された不発弾等は、移動が困難な場合及び爆破処分場所が決められていない場合、発見毎に市が関係機関との調整により発見場所付近で水中爆破処理される。なお、漁業、観光産業、岩礁破碎等の影響を検討・調整する必要がある、発見から処理まで時間を要する。

2 関係機関の協力体制の確立

市は、国、県、他市町村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

□ 講習会

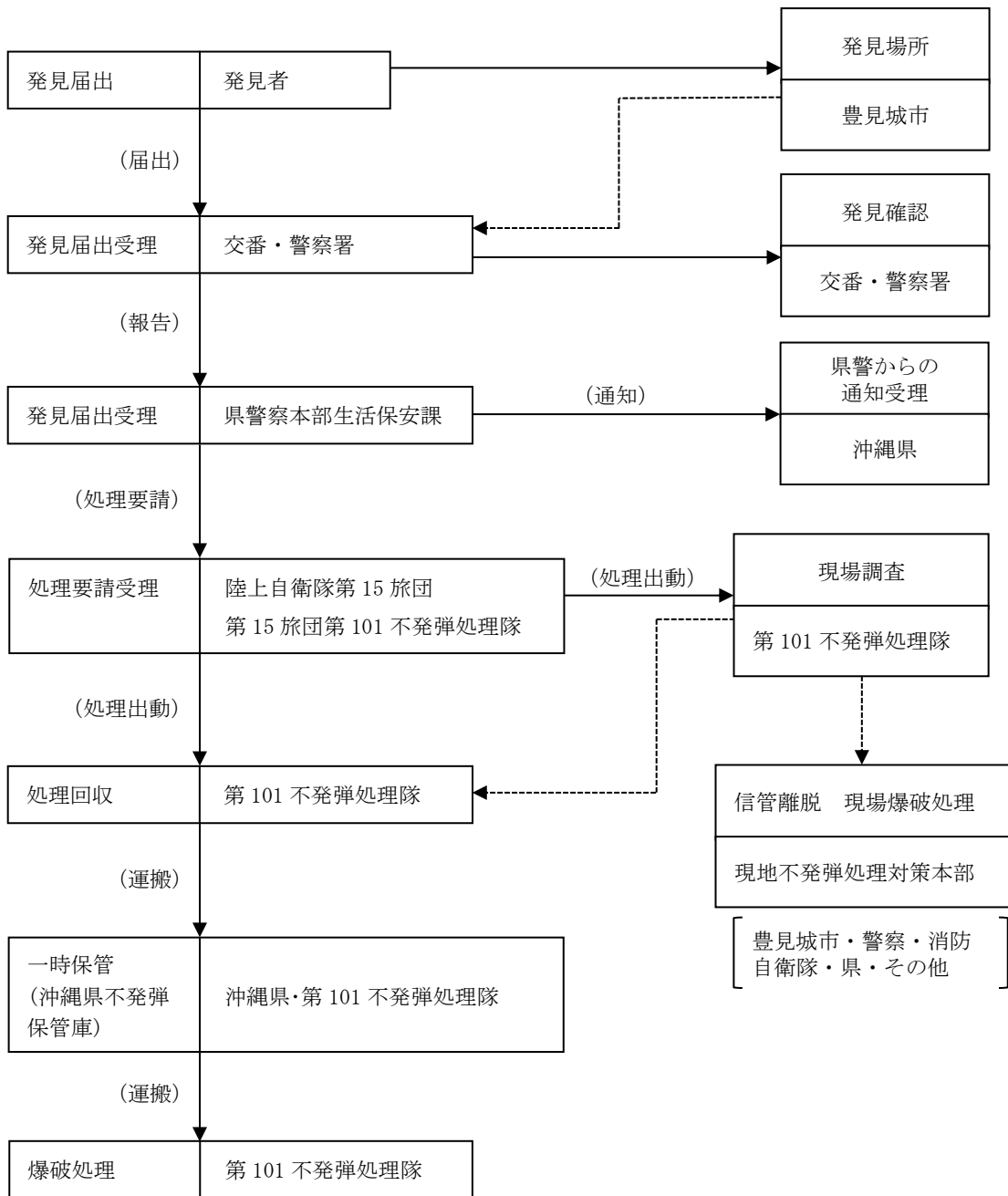
県等が開催する講習会や研修に市や市消防本部の職員等を参加させ、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する防災知識を修得させる。

□ 広報活動

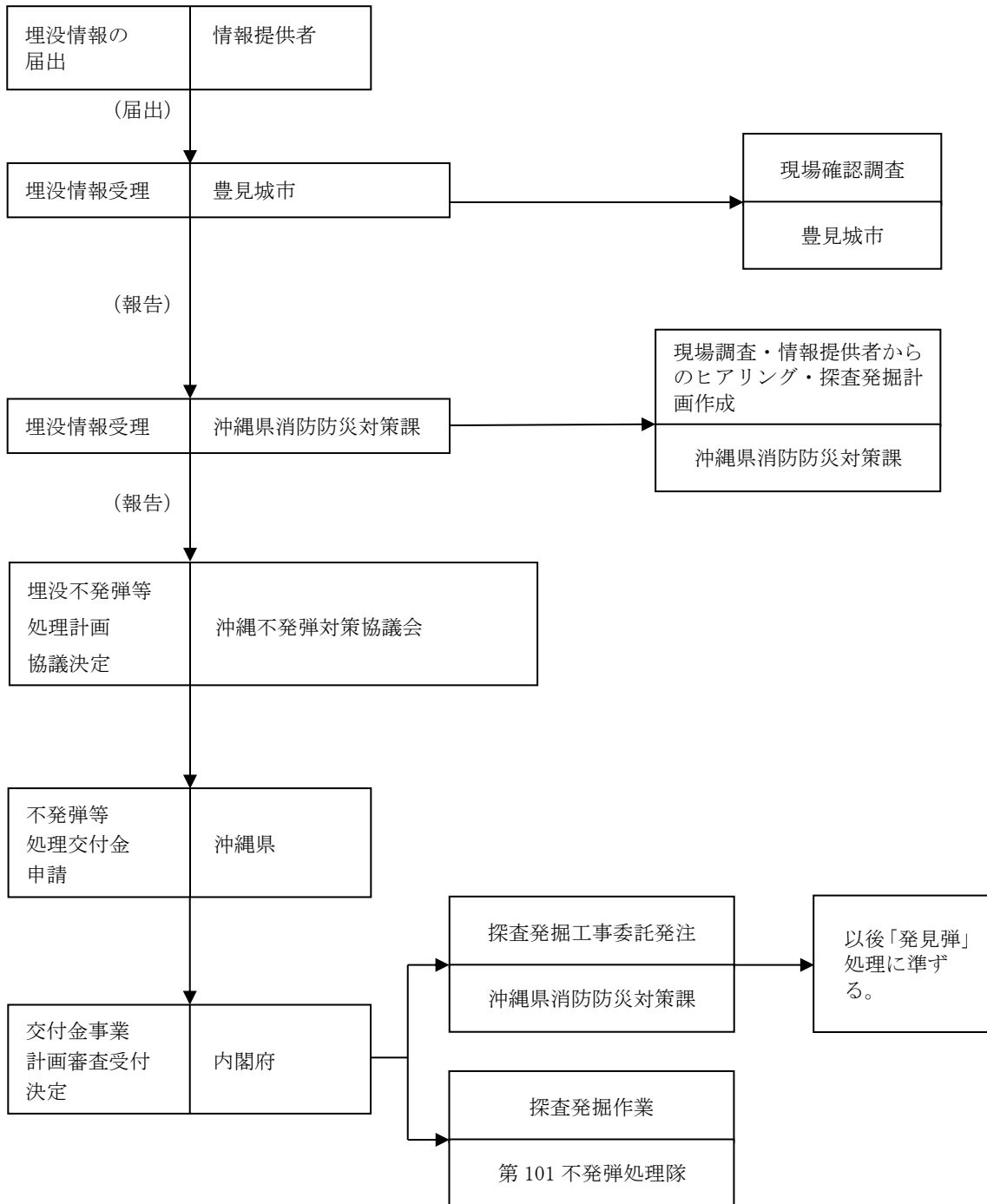
市民等に対する不発弾の危険性について、周知・広報活動を実施する。



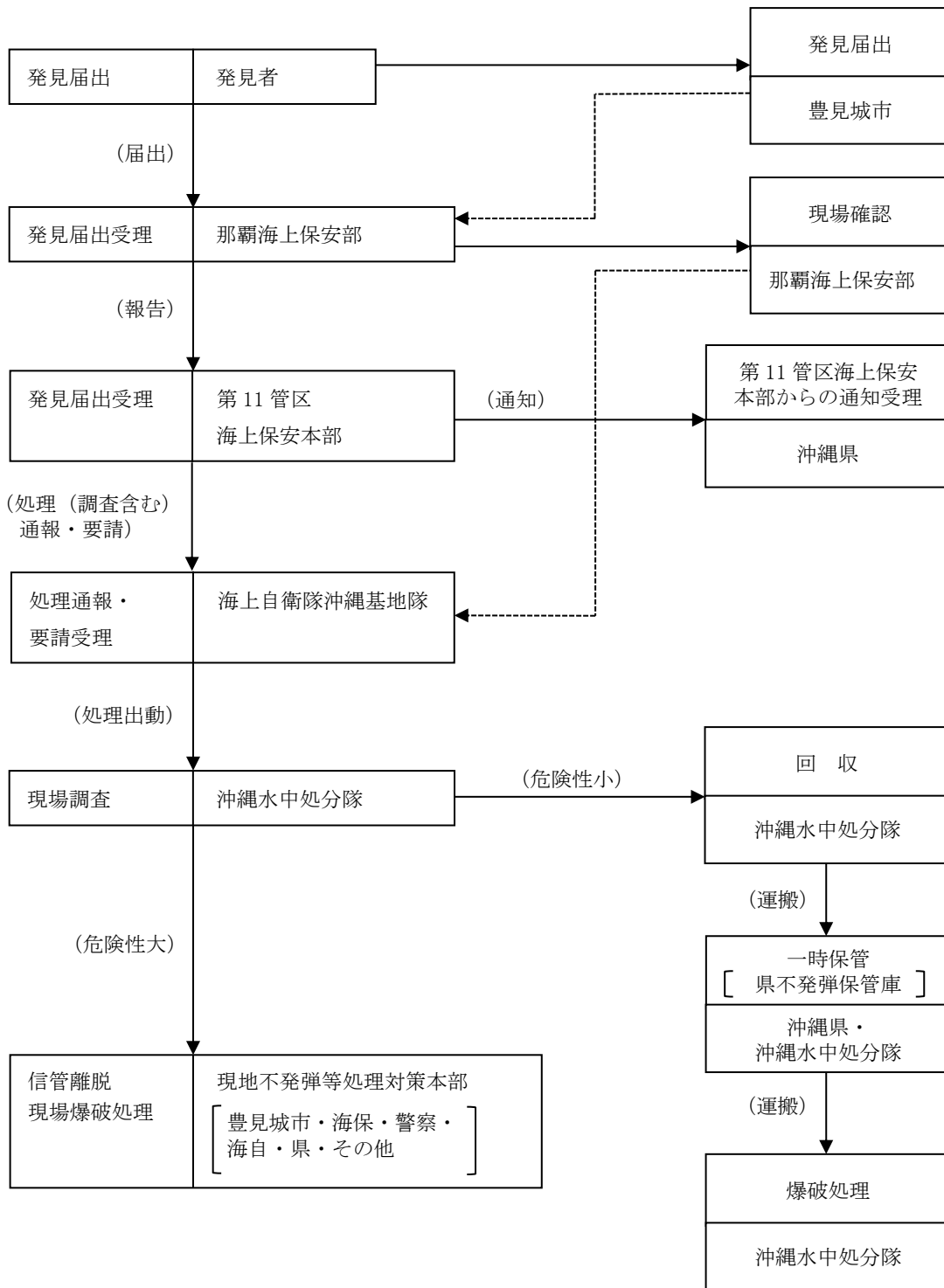
不発弾処理の流れ（陸上部分：①発見弾）



不発弾処理の流れ（陸上部分：②埋没弾）



不発弾処理の流れ（海上部分：発見弾）



第8款 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実に努める。

□ 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設等を適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市と協力して観測体制の充実に努める。

□ 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や市民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実に努める。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに提供する体制やシステムの整備について、県及び沖縄気象台と連携して推進する。



第3節 災害に強い人づくり

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家族、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について市民等の理解を促進し、市全体としての防災意識の向上を図るため防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を推進する必要がある。

第1款 防災訓練

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市、県及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、医療的ケア児、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとし、本市において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

□ 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

□ 市防災計画等の検証

市防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

□ 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）を具体化した訓練とする。

□ 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県及び防災関係機関と連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。

また、性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業、防災士等と連携する。



2 各防災訓練の実施に係る事項

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、次のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- ① 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- ② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ③ 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練
- ④ 避難所における要配慮者や女性その他の多様なニーズに配慮した生活支援訓練
- ⑤ 物資集配拠点における集配訓練
- ⑥ 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- ⑦ 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練等

□ 総合防災訓練

広域的総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図る。市及び防災関連機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの市民や関係団体等が参加する実戦的な地震防災訓練を実施する。

(1) 実施時期

定期的に適当な時期において行うものとする。

(2) 実施場所

過去の災害の状況等を考慮し、関係機関と協議の上、決定する。

(3) 参加機関

市及び防災関係機関

(4) 訓練の種目

訓練の種目は、おおむね次のとおりとする。

- ① 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- ② 水防訓練
- ③ 救出及び救護訓練
- ④ 炊き出し訓練
- ⑤ 感染症対策訓練
- ⑥ 輸送訓練
- ⑦ 通信訓練
- ⑧ 流出油等防除訓練
- ⑨ 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- ⑩ その他

(5) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。



□ 広域津波避難訓練

市は、県と連携し、津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）等を実施する。これにより、市民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは、次のとおりとする。

- ① 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
- ② 津波避難困難区域の把握
- ③ 避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

□ 市災害対策本部運営訓練

市は、市災害対策本部員及び各対策部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した市災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは、次のとおりとする。

- ① 災害想定、各対策部の所掌事務、リソースの理解促進
- ② 本部会議及び各部の実践力の向上
- ③ 市防災計画・マニュアルの検証

□ 複合災害訓練

市及び防災関係機関は、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

□ 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

4 防災訓練の成果の点検

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の訓練はもとより、市防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ、訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるよう、事業者、自治会・自主防災組織、学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。



第2款 防災知識の普及・啓発

各防災関係機関の職員、市民等に対し、地震・津波災害を念頭においた防災知識の普及・啓発は、次のとおり実施するものとする。

1 防災知識の普及・啓発

□ 本市の役割

- ① 市は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、市民等の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。防災マップや地震時の行動マニュアル等を作成する際は、要配慮者に配慮する必要があることに留意する。
- ② ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

□ 防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

□ 普及・啓発の時期や内容等

- ① 市及び防災関係機関は、「防災週間(8/30～9/5)」、「防災とボランティア週間(1/15～1/21)」等の防災に関する各週間に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を市民等に周知する等、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。
 - 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
 - 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
 - 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - 緊急地震速報受信時の対応行動
 - 地域の防災訓練等自発的な防災活動への参加
- ② 市、県及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、台風や大雨等の気象災害の知識を市民等に対し普及する。
- ③ 市、県及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。



- ④ 防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

2 各種防災教育の実施

市は、市民等や職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、次に掲げる防災教育の徹底を図るとともに、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

□ 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防火防災活動要領等の習得を図るための研修会等を行う。また、受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

□ 学校教育・社会教育

小・中学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティア等の社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等その内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

市は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識の共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民等の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

□ その他

消防団、女性防火防災クラブ、幼年消防クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、医療的ケア児、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮する。



3 消防・防火教育

□ 消防教育

(1) 一般教育

本市において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火管理者講習会

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき新規講習を年1回以上実施するとともに、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

□ 防災知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防災知識の普及・啓発を図るものとする。

4 災害教訓の伝承

市民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存し、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

第3款 自主防災組織の育成

災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、市民等が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに市民等が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市民等による自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

1 自主防災組織整備計画の策定

市防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、本市の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 市民等の防災意識の向上

市民等に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織への市民等の参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知及び講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。



3 組織の編成単位

市民等の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に次の地域を単位とし、市と協議の上、自主防災組織を設置するものとする。

- ① 市民等が真の連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 市民等の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。

- ① 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

6 活動

□ 平時の活動

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 防災資機材の備蓄
- ④ 防災リーダーの育成

□ 災害時の活動

- ① 災害情報の収集・伝達
- ② 責任者等による避難誘導
- ③ 出火防止
- ④ 救出・救護
- ⑤ 給食・給水

7 資機材の整備

市は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

8 活動拠点整備等

平時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。



9 組織の結成の促進と育成

□ 自主防災組織の結成促進と育成

県は、市による自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

□ 消防団との連携

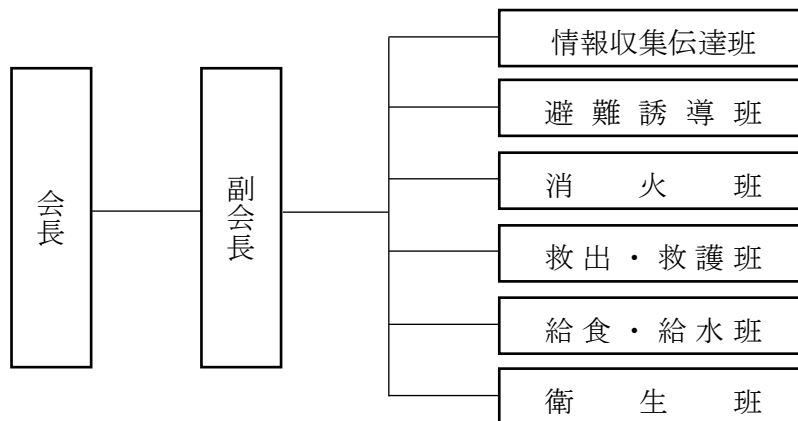
市及び県は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、市民等の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ① 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- ② 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

10 自主防災組織の組織図及び役割分担

自主防災組織の組織図及び役割分担は、おおむね次のとおりとするが、各地域の実情に応じて作成してもよいものとする。

自主防災組織図（例）



自主防災組織の役割分担

班名	役割	
	平時	非常時
情報収集伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及に関する事。 ・ 情報収集伝達訓練の計画、実施 ・ 必要資機材の整備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集、伝達に関する事。 ・ 指揮、命令等の伝達 ・ 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関する事。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の安全点検に関する事。 ・ 危険箇所の把握 ・ 避難路、避難所の設定訓練 ・ 必要資機材の整備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な避難誘導に関する事。 ・ 避難所の設定 ・ 責任者等による避難行動要支援者に配慮した避難誘導
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の安全点検に関する事。 ・ 消火訓練の計画、実施 ・ 必要資機材の整備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止と初期消火に関する事。
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の安全点検に関する事。 ・ 救出・救護訓練計画、実施 ・ 必要資機材（救出用具、医薬品等）の整備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した負傷者の救出及び搬送 ・ 負傷者の応急手当 ・ 仮設救護所の設置
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食・給水訓練の計画、実施 ・ 炊出し用器具等、必要資機材の整備点検 ・ 備蓄食料等の点検・保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊出しに関する事。 ・ 食品、飲料水、生活必需品等の配分に関する事。 ・ ろ水機の運用に関する事。
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生処理訓練の計画、実施 ・ 必要資機材の整備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレに関する事。 ・ ゴミ処理及び消毒に関する事。

第4款 企業防災の促進

1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。



2 市及び県の支援

市及び県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第5款 消防力の強化等

1 消防力・消防体制等の拡充強化

市は、県と協力し、消防教育訓練の充実強化や消防施設・設備等の整備促進等の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

2 火災予防査察・防火診断

市は、火災の発生拡大を防止し、確実な市民等の避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備・避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

□ 特定防火対象物等

市は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

□ 一般住宅

市及び消防機関は、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等を推進する。

3 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。このため、市は適正数の確保・強化を図る。



4 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平時・災害時を問わず地域に密着して市民等の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して市民等の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、県内の消防団員数は全国比率では全国最低であるため、市は県と連携して次の取組を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- ① 豊見城市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和47年豊見城村条例第69号）第2条に規定する定員の引き上げ及び機能別消防団の導入促進
- ② 市民等への消防団活動の広報
- ③ 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
- ④ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- ⑤ 消防団員の候補者となりうる市民や企業就業者への研修

資料11-1 消防団員の階級別勤務年数

第6款 地区防災計画の普及等

1 地区防災計画の位置づけ

本市の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づき防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市防災会議に提案した場合において、市防災会議は市防災計画への抵触等を判断し、必要と認めるときは当該地区防災計画を市防災計画に定めることができる。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

法律の条文

災害対策基本法（第42条の2抜粋）

- 第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。
- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
 - 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
 - 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
 - 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

2 地区防災計画の普及

市及び県は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。



第4節 災害応急対策活動の準備

市及び防災関係機関は、次編及び第3編の「災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、次に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、市及び県は、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

第1款 初動体制の強化

突然発生する災害に、市及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や本市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、次の点を重点に初動体制の強化を図る。

1 防災行動計画の作成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

□ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

□ 災害対策職員の緊急呼出体制等の拡充

甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼出可能な体制づくりを図る。また、徒歩による参集の所要時間について、職員ごとに把握しておくこととする。

□ 24時間体制の強化

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舍確保等のあり方について検討する。また、自宅待機の基準等についてもあらかじめ定めておくこととする。

□ 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。



3 市災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に市災害対策本部を設置・運営できる体制を確保するため、次の対策を推進する。

□ 庁舎の耐震性の確保

市災害対策本部（本庁）の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に市災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

□ 市災害対策本部設置マニュアルの習熟

地震・津波や風水害等の大規模災害が発生した際に、市災害対策本部の事務局担当者職員が、市災害対策本部の設置、職員の動員、災害情報・被害情報の収集・整理、応援要請等の対策を円滑かつ適切に講じられるように、実施すべき活動内容や手順等を整理した市災害対策本部設置マニュアルの習熟を図る。

□ 市災害対策本部職員用物資の確保等

市災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。また、職員の健康管理等を徹底するものとする。

4 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、災害に関する情報を迅速に把握するため、次の対策を推進する。

□ 情報通信機器等の充実

- ① 市民等に必要な情報を素早く伝達できるよう、情報伝達手段の多様化、災害危険箇所等の情報収集にかかる設備の構築、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）との連携強化を図る。
- ② 市域放送を中心としたコミュニティ放送局の活用による緊急伝達体制の構築を推進する。
- ③ 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を推進する。
- ④ 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）の整備を検討する。

□ 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生じる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

□ 連絡体制等の確保

- ① 各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
- ② 防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討



5 情報分析体制の充実

市は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

6 災害対策実施方針の備え

市は、収集した災害情報をもとに、市災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

7 複合災害への備え

市及び防災関連機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、次の点を重点に活動体制の対策を図る。

1 市職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するため、次の対策を推進する。

□ 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部署に配布するとともに、庁内情報共有システムに防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

□ 防災担当職員、災害対策要員及び防災推進員の養成

防災担当職員は市の防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害対策要員及び防災推進員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、次の施策を推進する。

- ① 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
- ② 災害を体験した市町村等への視察及び意見交換会の開催等を行う。
- ③ 防災担当専門職員を養成する。
- ④ 防災推進員向けの研修を実施する。



□ 民間等の人材確保

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 物資及び資機材の確保体制の充実

迅速かつ的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料・飲料水、生活必需品、ブルーシート、土のう等の確保が必要となる。そこで、次のとおり、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

□ 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、市民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ① 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- ② 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- ④ 資機材を保有する建設業者等と本市との協定等締結の促進

□ 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、市民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ① 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ② 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 消防自動車等公的消防力の整備促進

□ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

市は、県と協力し、医薬品・衛生材料の確保体制の充実に努めるとともに、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておく。



□ 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

(1) 物資の備蓄

① 備蓄品の種類等

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民等に公表するものとする。

② 必要備蓄量

避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。本市における食料の備蓄の目安は、市の人口の5%（※）程度を目標として整備し、飲料水は食料の備蓄量を勘案した数量を整備することとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

※「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、本市が最も影響を受ける「沖縄本島南東沖地震3連動」の食料不足量とH25国勢調査人口を基に算定。 $26,224食 / (57,261人 \times 3食 \times 3日分) \approx 5\%$

③ 備蓄場所の選定

物資の備蓄に当たっては、物資の性格、災害の危険性及び避難所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

(2) 物資の調達

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。なお、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。

(3) 啓発その他の取組

市は、生活必需品の備蓄及び調達体制の充実を図るため、次の事項について取り組むものとする。

- ① 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発
- ② 配水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等
- ③ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- ④ 市及び水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び市民等へのポリ容器等の備蓄促進
- ⑤ 通信手段の途絶や機能の麻痺等を想定し、市からの要請を待たずに県が避難所等へ避難者の食料等を供給する場合の受入体制の整備



□ 輸送手段の確保

(1) 車両の確保

市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(2) 船舶の確保

市は、海上輸送に関する船舶の確保について漁船等における応援要請の方法等の事前協議を図っておく。

(3) 無人航空機等の確保

県は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(4) 燃料の調達

市は、市内の給油所等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

3 応援体制の強化

被害が甚大で本市において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。市は、那覇市、糸満市、南風原町、八重瀬町及び姉妹都市等との応援協定に基づき災害時の応援を要請するほか、県を通じてその他の県外からの応援体制の強化を図る。

そのほか、次編第1章第7節「広域応援要請計画」に準ずるものとする。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

□ 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

□ 県内関係業界や民間団体との連携体制の充実

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から災害時の協力・連携が円滑に行われるよう、市内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

□ 専門ボランティアとの連携体制の充実

医療業務、介護業務、被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

日本赤十字社沖縄支部や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。



□ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、災害の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

□ 自衛隊との連携の充実

市及び県は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

□ 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、本市を含め県内の被災自治体のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。各機関は平時から相互に十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるように、各機関と締結した広域応援協定等に基づき応援体制を整えるものとする。

□ 応援・受援の備え

市、県及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるような施設の整備に加え、次の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ① 応援先・受援先の指定
- ② 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ③ 市災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ④ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制、駐車場等
- ⑤ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保
- ⑥ ホテル・旅館、公共施設（空きスペース）、仮設の拠点や、活動拠点となる車両を駐車することができる土地など、応援職員等の宿泊場所・拠点として活用可能な施設等の一覧

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後、次の対策を推進していくこととする。

□ 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それに併せて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。



□ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県、沖縄総合事務局、建設業協会等関係団体の協力も得て確保する。

□ 災害時における交通マネジメント

沖縄総合事務局は、災害復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動、及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策を包括的な検討・調整を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」（以下「検討会」という。）を組織する。

市は、必要があると認めるときは、県に対し、検討会の開催を要請することができる。

県は、市町村の要請があったとき、又は自ら必要と認めるときは、沖縄総合事務局に対し検討会の開催を要請することができる。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

□ 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がばらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

□ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市陸上競技場を臨時ヘリポートとするとともに、必要に応じて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

□ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、次編第1章第14節「交通輸送計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

県及び県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

□ 災害交通規制の周知

県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を市民等に周知する。



□ 運送事業者との連携確保

市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む。）及び被災者の輸送協力について次の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ① 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ② 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ③ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ④ 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ⑤ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

□ 緊急輸送活動関係

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、市は国及び県とともに、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

□ 生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

5 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、次の体制を推進していく。

□ プレスルールの整備

報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルーム及び待機室の設置に努める。

□ 報道機関との意見交換

災害時に市からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。



□ インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、SNS等といった情報伝達手段が普及してきている。そこで、市からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

□ 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

7 公的機関等の業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂等を行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、次の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- ① 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- ② 不動産登記の保全等



第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について次の対策を講じていくこととする。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民等の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、次の対策を積極的に推進する。

□ 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を市民等に迅速に知らせる体制を整える。

□ 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域の市民等への伝達体制の充実を図る。

□ 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は、県や施設管理者等と連携して、次の対策を推進していくこととする。

- ① 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ② 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検
- ③ 高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成
- ④ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する調整
- ⑤ 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

□ 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、次の対策を推進していくこととする。

- ① 市は、県と連携し、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）を図る。
- ② 市は、県からの補助を活用し、自主防災組織用の救出救助用資機材の充実を図る。



□ 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な救急医療対策を検討していく。

2 大規模停電への備え

- ① 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- ② 市及び県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。

3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、次の対策を推進する。

□ 学校の防災拠点化の推進

市は、次の事項に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- ① 無線設備の整備
- ② 教職員の役割の事前規定
- ③ 調理場の調理機能の強化
- ④ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- ⑤ シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
- ⑥ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- ⑦ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
- ⑧ 施設の耐震化及びバリアフリー化
- ⑨ 避難所となる体育館の空調設備の整備

□ 緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

(1) 緊急避難場所・避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための緊急避難場所及び被災者が一時滞在するための避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。なお、緊急避難場所及び避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で市民等に周知する。

資料6-1 指定避難所一覧

資料6-2 指定緊急避難場所一覧



(2) 緊急避難場所・指定避難所の整備

- ① 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。また、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じて、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- ② 市は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と関係部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- ③ 学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 市は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- ⑤ 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- ⑥ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- ⑦ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

□ 福祉避難所の指定

- ① 市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者、医療的ケアを必要とする者等を専用に受け入れる介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定しておくとともに、協定の締結に努める。
- ② 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。



- ③ 市は、受入れを想定していない避難者が避難して福祉避難施設の機能及び目的が果たせなくなることがないように、必要に応じて、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定してあらかじめ公示するなどして整理し、混乱しないよう努める。
- ④ 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、避難支援プランを作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

資料6-3 福祉避難所一覧

□ 在宅避難者等の支援

- ① 市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- ② 市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ③ 市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

□ 災害時福祉支援体制の整備

県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣に備え、平時から研修・訓練を実施する。

□ 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

□ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。



□ 物価の安定等のための事前措置

市は、県と連携し、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店、ガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行う。これらの活動を迅速に行うため、次の事前措置を実施する。

- ① 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- ② 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店、ガソリンスタンド等のリスト化

□ 文教対策に関する事前措置

市及び県は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、次の事前措置を実施する。

- ① 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）、学校職員の行動方針等の検討
- ② 時間外災害発生時の児童・生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
- ③ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- ④ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導及び文化財の耐震調査の指導

□ 児童・生徒、園児等の保護等の事前措置

市及び県は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

□ 広域一時滞在等の事前措置

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、次の事前措置の実施に努める。

- ① 他県、他市町村との広域一時滞りに係る応援協定の締結
- ② 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成
- ③ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- ④ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の市及び県が把握する体制の整備
- ⑤ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

□ 家屋被害調査の迅速化

市は、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等に努める。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

□ 災害廃棄物処理計画の策定・連携の強化等

市は、国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。



市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進のほか、災害廃棄物に関する情報や、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

□ 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、消防法第17条の規定（政令で定める技術上の基準に従って消防用設備等の設置及び維持を行う義務）が除外される災害に指定される場合がある。（災害対策基本法第86条の2及び第86条の3）

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び市消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

□ 復興事前準備の実施

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。

第4款 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

1 ボランティア意識の醸成

□ 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、市は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

□ 生涯学習を通じての取組

市及び市社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

□ 広報活動等を通じての取組

市及び県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民等の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民等の参加を促進するため必要な措置を講じるものとする。

2 ボランティアの育成等

□ ボランティアの育成

① 市及び県は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

② 市は、国及び県とともに、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。



□ 専門ボランティアの登録等

- ① 市及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。
- ② 市及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努めるものとする。

□ ボランティアコーディネーターの養成

市及び県は、日本赤十字社沖縄県支部、豊見城市赤十字奉仕団、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策

- ① 市及び県は、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。
- ② 市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
- ③ 市及び社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。
- ④ 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。
- ⑤ 市、県及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力を行う。
- ⑥ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

4 連携体制の強化

- ① 市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、市及び県は、国の整備するデータベースに登録された登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。



- ② 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第5款 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、医療的ケア児、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定する等、配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、保育所等における要配慮者の安全を図るためには、次の対策を講じておくことが必要である。

□ 市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市、福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を市防災計画に定めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法（平成9年法律第123号）関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

□ 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

□ 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において市民等の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

□ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。



□ 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品、非常用食料等の確保に努めるものとする。

□ 施設間の協力体制の確保

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

2 在宅で介護を必要とする者の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者、自宅療養者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

□ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防や自治会、自主防災組織等及び平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、実効性のある避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者の個別避難計画の作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

□ 防災の普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、市民等に対する啓発活動を行う。

(1) 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ① 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ② 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(2) 市民等に対する普及・啓発

- ① 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ② 発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。



3 医療的ケア児の安全確保

医療的ケア児への災害対応は、命の継続性（医療の継続）を最優先に考え、平時に構築されている医療・福祉支援体制を災害時にも可能な限り維持することを基本とする。

□ 避難の考え方

- ① 医療的ケア児の避難については、医療機器の継続使用、感染症リスクの低減及び慣れた環境での生活維持の観点から、在宅避難を基本とする。
- ② 家屋の損壊やライフラインの途絶等により在宅での生活継続が困難な場合に限り、状況に応じて福祉避難所や既存施設等の利用を検討する。
- ③ 指定避難所等への避難については、医療的ケアの継続が困難である場合が多いことから、例外的な対応とする。なお、指定避難所等への避難が必要となった場合は、医療機関や福祉避難所への早期移行に向けた調整を図る。

□ 支援体制

災害時の支援は、平時から医療的ケア児に関わっている医療機関、訪問看護、居宅サービス事業者、相談支援事業者等を中心に行うものとする。また、日頃より地域の自主防災組織、地域住民等とも連携し、共助の力を育むよう防災意識の醸成を図る。

□ 市の役割

市は、関係部局及び関係機関と連携し、次の事項を行う。

- ① 医療的ケア児及び支援事業者に関する情報を把握し、関係機関と共有する。
- ② 電源、水、燃料等、医療機器使用に不可欠なライフラインに関する優先的対応の調整を行う。
- ③ 防災担当部局、福祉担当部局、医療関係機関、教育機関等との平時からの連絡調整体制を確保し、連携体制を強化する。
- ④ 災害時における電源の確保及び支援等の優先確保のため、地域の医療機関や関係団体との協力協定の締結に努める。

□ 個別避難計画の策定の推進と啓発

医療的ケア児のいる家庭に対し、個別支援計画の策定を推進し、防災に関する情報提供を行う。また、市民に対しても医療的ケア児への理解を促進し、災害時の共助の意識を高める啓発活動を行う。

□ 福祉避難所との関係

医療的ケア児に係る福祉避難所の活用は、補完的な位置づけとし、平時から受入体制や対応可能範囲を確認した上で、必要に応じて検討する。



4 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を災害対策基本法第49条の10に基づき作成する。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、避難行動要支援者名簿の取り扱いにおいて、内部・外部の関係者と連携し、適正な管理に努めるものとする。

法律の条文

災害対策基本法（第49条の10第1項抜粋）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

□ 避難支援を行う関係者の範囲

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次のとおりとする。なお、名簿の提供に当たっては、本人の同意を得ること、又は市の条例の定めによることとする。

- ① 市消防本部
- ② 豊見城警察署
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 市社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 自治会

□ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、在宅で生活している、次のいずれかに該当する者で、独居又は同居親族による避難支援が困難な者とする。

- ① 介護保険要介護認定3以上の者
- ② 身体障害者手帳2級以上の者のうち、視覚障害、聴覚障害又は肢体機能障害のもの
- ③ 療育手帳A1、A2の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ⑤ 本市による生活支援を受けている難病患者及び医療的ケア児
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、特別の事情で避難支援を希望する者



□ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の範囲と入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市が管理している住民基本台帳情報及び障害者手帳台帳、要介護認定情報等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手する。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援を必要とする理由
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

□ 名簿の更新と適切な管理

市は、避難行動要支援者名簿を原則として1年に1回更新する。

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、随時に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

□ 名簿情報の利用及び提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報の提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

□ 名簿情報の適切な管理及び情報漏洩防止措置

市は、避難支援等関係者に名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、情報の漏洩防止を図る。

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう、必要に応じて研修会等を実施し、個人情報の取扱いについて、周知徹底を図るとともに、次の点について避難支援等関係者に対し配慮を求めるものとする。



また、自治会、自主防災組織及び市社会福祉協議会に名簿を提供する際は、覚書を取り交わすものとする。

- ① 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
- ② 必要以上の名簿の複製の禁止
- ③ 施錠可能な場所への名簿の保管
- ④ 団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）
- ⑤ 管理者の選任及び市への報告

□ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、平時より避難支援等関係者は避難行動要支援者を把握し、避難情報の周知について地域の自主防災組織や自治会等に情報伝達の協力を依頼する。聴覚障がい者・視覚障がい者への情報伝達の際には、手話・筆談・指さしシート等から障害特性に応じた情報伝達手段を選択できるよう配慮する。

□ 避難支援等関係者の安全確保対策

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

5 個別避難計画の作成等

□ 個別避難計画の作成

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設され、また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月内閣府（防災担当））が改定された。これに伴い、市は避難行動要支援者が「いつ・誰と・どこに・どうやって避難するか」等の方針を定めた「個別避難計画」の作成を推進するものとする。個別避難計画には次の事項を定め、避難行動要支援者名簿とともに活用するものとする。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- ① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲、作成目標期間、作成の進め方
- ② 避難支援を行う関係者の範囲
- ③ 避難場所から指定避難所等へ移送する方法及び移送先等
- ④ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手
- ⑤ 個別避難計画の更新
- ⑥ 計画情報の適切な管理



□ 個別避難計画未作成の避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

□ 実効性の高い計画の作成

市は、個別避難計画の作成に当たっては、地域の自主防災組織や防災士等と連携して避難行動要支援者の実情を把握し、より実効性の高い計画となるよう努めるものとする。また、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図るとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

□ 制度の周知・啓発等

市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

□ 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。

□ 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。

第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

市、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保

□ 避難標識等の整備・普及

避難場所・避難路の誘導標識は、観光客、旅行者、外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標示とし、その安全確保に努めるものとする。

市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示、ハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー



会社、給油所等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客等へ周知する。

□ 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

□ 観光関連施設の耐震化促進

市及び県は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保

市は、国際化の進展に伴い、本市に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるよう、県とともに本市における防災環境づくりに努めるものとする。

□ 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記やピクトグラムの使用、外国語や「やさしい日本語」による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

□ 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

3 観光危機管理体制の整備

□ 観光危機管理の普及、対策の促進

市は、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及・啓発を図り、観光危機管理計画の策定に努めるものとする。

□ 観光危機情報提供体制の整備

県は、国、市、観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段等にも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。また、危機発生時に、市、県、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。



第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を市、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 基本的事項

□ 避難体制の整備

(1) 県の役割

- ① 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- ② 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル、旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 本市の役割

- ① 避難所の選定
- ② 避難所の開設及び運営方法の確立（避難所運営マニュアル等の策定）
- ③ 避難所の安全確保
- ④ 住民への周知
- ⑤ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- ⑥ 避難情報の基準の設定、国及び県等への避難情報の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- ⑦ 高齢者、障がい者、医療的ケア児、乳幼児、妊産婦、外国人などのための避難マニュアルの策定
- ⑧ ペット同行避難に関するマニュアルの策定
- ⑨ 多様な避難形態（車中泊、在宅避難等）への支援に関するマニュアルの策定
- ⑩ 避難経路の点検及びマップの作成
- ⑪ 避難心得の周知（携行品、その他の心得含む。）

(3) 施設等管理者の役割

- ① 避難計画の作成
- ② 避難誘導體制の整備

□ 避難所の選定等

(1) 避難所の選定

市は、災害時の避難に備え、次に掲げるところにより避難所の選定を行っておくものとする。なお、これらの指定においては、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成26年3月26日府政防369号、消防災第126号）に基づくものとする。



- ① 避難所は、小・中学校、自治会集会所・公民館、その他公共施設とし、できるだけ炊出しの可能な既存建物を使用するものとする。
- ② 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的
にその現況を調査するものとする。
- ③ 避難所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域、危険
箇所等を考慮するものとする。
- ④ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所
を選定しておくものとする。
- ⑤ 市内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町と協議して避難所の予定施設又は場
所を定めるものとする。
- ⑥ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の
了解を受けておくものとする。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

- ① 市長は、災害対策基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水、崖崩れ、土石流及
び地滑り、高潮、地震、津波並びに大規模な火事に対応した施設又は場所を指定緊急避
難場所として指定し、公表するものとする。
- ② 市長は、災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づき、前号で選定した公共施設
その他の施設を指定避難所として指定し、公表するものとする。
- ③ 市長は、災害対策基本法第49条の9の規定に基づき、市民等に対し防災マップを配布
し、指定緊急避難場所等の周知を行うものとする。

資料6-1 指定避難所一覧

資料6-2 指定緊急避難場所一覧

法律の条文

災害対策基本法（第49条の4第1項、第49条の7第1項、第49条の9抜粋）

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があ
ると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため
の立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で
定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場
合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定
避難所として指定しなければならない。

第49条の9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところ
により、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項そ
の他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項
を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



2 津波避難体制等の整備

本市の西海岸は、住宅、事業所等が立地しており、津波が押し寄せた場合、これら市民や事業所関係者、漁業関係者、観光客等に甚大な被害を及ぼす可能性がある。

このような状況を踏まえ、津波被害から市民等を守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

□ 津波災害警戒区域ごとに定める事項

津波災害警戒区域については、警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設あって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

法律の条文

災害対策基本法（第48条第1項抜粋）

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

□ 津波避難計画の策定・推進

(1) 津波避難計画の策定

市は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成25年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府）及び「沖縄県津波避難計画策定指針」を参考に、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努めるものとする。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。



(3) 避難計画の留意点**① 徒歩避難の原則**

津波警報等の発表に伴う避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

② 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導に当たる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

□ 津波危険に関する啓発

市は、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民等及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

(1) 本市における対策**① 市は、住民等を対象に次の項目について繰り返し普及・啓発を行う。**

- 津波浸水想定区域（想定限界や不確実性含む。）
- 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む。）
- 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

② 普及・啓発は、次に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- 学校等及び消防署での職員、児童・生徒及び保護者を対象とした教育
- 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- 津波危険地域の各自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- 広報紙（広報とみぐすく）
- 防災訓練
- 防災マップ（津波ハザードマップ）
- 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置
- 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高、浸水予測高等の表示



(2) 広報・教育・訓練の強化**① 津波ハザードマップの普及促進**

市は、津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

② 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果、海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー、要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

③ 津波防災教育の推進

市は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民等の津波防災への理解向上に努める。

□ 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

また、地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客、外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災無線放送、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し、警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備**① 避難距離の長い避難ルートの見直し**

津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルート为目标とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

② 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。



③ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台、津波避難タワー、自走式立体駐車場の整備等を検討する。

資料6-4 津波避難ビル一覧

④ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じて更に安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置、物資の備蓄等を行う。また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民等への周知と理解を促進する。

資料6-2 指定緊急避難場所一覧

⑤ 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。



第6節 道路・航空機事故災害予防計画

1 道路事故災害予防

□ 危険箇所の点検・補修等

- ① 道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。
- ② 道路管理者は、道路の占用物件を適切に把握し、異常の認められる占用物件の占有者に対し適切に指導を行う。

□ 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

2 航空機事故災害予防

□ 対策資機材等の整備

空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。

□ 協力・応援体制の整備

空港管理者、警察及び消防機関等は、航空の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。

□ 防災訓練

空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。



第7節 海上災害予防計画

1 航行の安全確保等

- ① 第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- ② 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。
- ③ 市は、那覇海上保安部等による航行の安全確保の取組に協力する。

2 災害応急対策への備え

□ 情報連絡体制の整備

市は第十一管区海上保安本部及び県とともに、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸にいる市民等、事業者、漁業協同組合、港湾・漁港管理者及び船舶等に対し緊急情報を伝達する体制を確立しておく。

□ 消防、救助体制の整備

警察及び市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

□ 油防除作業体制の整備

市及び県は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

□ 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、市、消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助、流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

